

産業構造審議会 知的財産分科会 財政点検小委員会

第1回 令和3年5月24日



背景

財政点検小委員会の設置について

背景（財政点検小委員会の設置について）

- 特許庁は、一般会計から独立し、出願料、審査請求料、特許料等の料金収入を財源とする特許特別会計で運営しているところ。
- 2020年10月より産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会において、財政状況を含めて審議。歳出削減によってもなお不足する部分については、必要最低限の料金体系の見直し（値上げ）等により歳入を確保していくことが必要ととりまとめられた。また、財政運営の状況について、より充実した情報公開を行った上で、特に剰余金の水準や料金体系の妥当性等について、専門家・第三者による検証を定期的に行うことが提言された。
- 以上を受け、産業構造審議会知的財産分科会の下に「財政点検小委員会」が新たに設置された。

背景（基本問題小委員会報告書）

＜基本問題小委員会 報告書（抄）＞

（２）歳入確保に向けた対応

課題：歳出削減策のみでは今後必要な投資経費の確保が困難

前述のとおり、審査される発明が複雑化・高度化して、実体審査に係る支出が上昇しているが、この状況においても、審査の迅速性や品質、ユーザーの利便性が引き続き確保されることが望まれる。上記の歳出削減によってもなお不足する部分については、法定上限も含めて必要最低限の料金体系の見直し（値上げ）等により歳入を確保していくことが必要と認められる。

対応：料金体系の検討

特許庁のサービスを維持・向上していくために、2008年以降料金を引き下げてきた経緯も踏まえつつ、今後の料金体系の在り方の検討を進める。その際、今後必要となる剰余金の水準等については、財政運営状況や投資計画等の詳細を検討する中で常に見直し、これに応じて機動的に料金を引き下げる等の対応が可能となるような運用の柔軟性と、財政運営の透明性を確保する必要がある。

背景（基本問題小委員会報告書）

＜基本問題小委員会 報告書（抄）＞

（３）特許特別会計の財政運営に係る情報公開等の在り方

課題：現状の情報公開が十分でない

情勢の変化に応じた柔軟な料金設定を可能とするため、財政状況の透明性の確保が重要。

特許庁は、予算、決算及び企業会計の慣行を参考とした貸借対照表等の財務諸表を翌年 11 月頃に公開し、また、個別事業については行政事業レビューシートを公開。これに留まらず、収支相償が求められる特許特別会計の特殊性を踏まえ、中長期的な財政運営状況等を把握・評価可能な情報を公開していく必要がある。

対応：充実した情報公開、透明性の確保、定期的な検証

定期的に特許庁から財政運営の状況についてより充実した情報公開を行うことで、剰余金の水準や料金体系の妥当性等について、透明性を確保する。

また、財政運営の状況、特に剰余金の水準や料金体系の妥当性等について、専門家・第三者による検証を定期的に行うことを検討する。その際、財政状況を踏まえて機械的に料金水準の調整を行うことを可能とするような、一定のルールを設けることも検討する。

目次

目次

1. 過去の実績

1. 1 歳出・歳入の全体像

1. 2 歳出

1. 3 歳入

2. 将来の財政収支

2. 1 剰余金

2. 2 将来見通し（シミュレーション）の考慮事項

3. 情報開示の在り方

1. 過去の実績

1. 1 歳出・歳入の全体像

1. 2 歳出

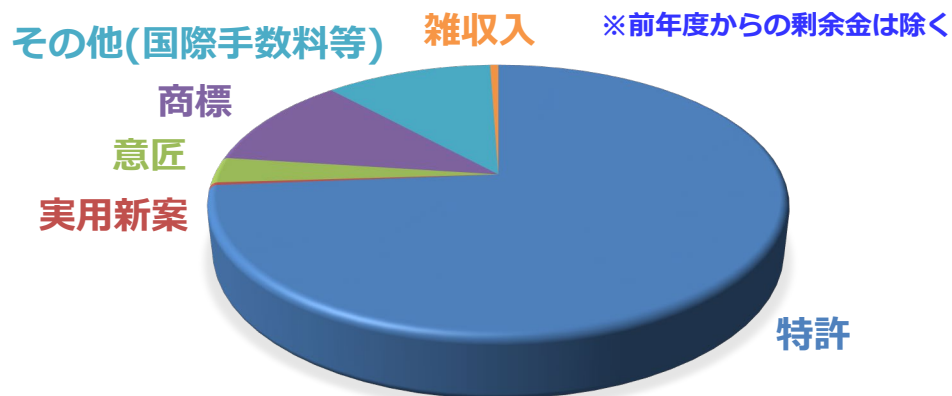
1. 3 歳入

令和3年度予算について

歳入：対前年度+25億円（約+2.0%）。過去登録分の特許による特許料収入の増加等から歳入増加を見込む。

歳出：対前年度▲87億円（約▲5.3%）。審査審判経費▲31億円等合理化を徹底。

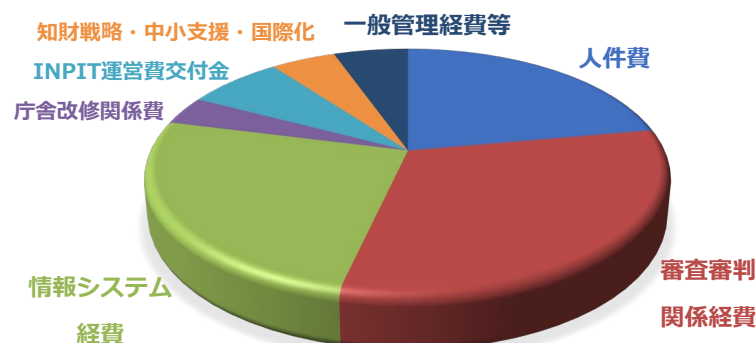
歳入 1,306億円



		金額(億円)	割合
特許	出願料	43	3.3%
	審査請求料	335	25.7%
	特許料	565	43.2%
	審判請求料等	20	1.5%
実用新案		4.0	0.3%
意匠		40	3.1%
商標		145	11.1%
その他(国際手数料等)		147	11.2%
一般会計からの受入		0.2	0.0%
雑収入		7.2	0.6%

特許庁

歳出 1,562億円



	金額(億円)	割合
人件費	346	22.2%
審査審判関係経費	491	31.4%
情報システム経費	396	25.4%
庁舎改修関係費	58	3.7%
INPIT※運営費交付金	111	7.1%
一般管理経費等	85	5.5%
知財戦略推進	20	1.3%
国際化関係	31	2.0%
中小企業等支援	23	1.5%

※INPIT：独立行政法人工業所有権情報・研修館

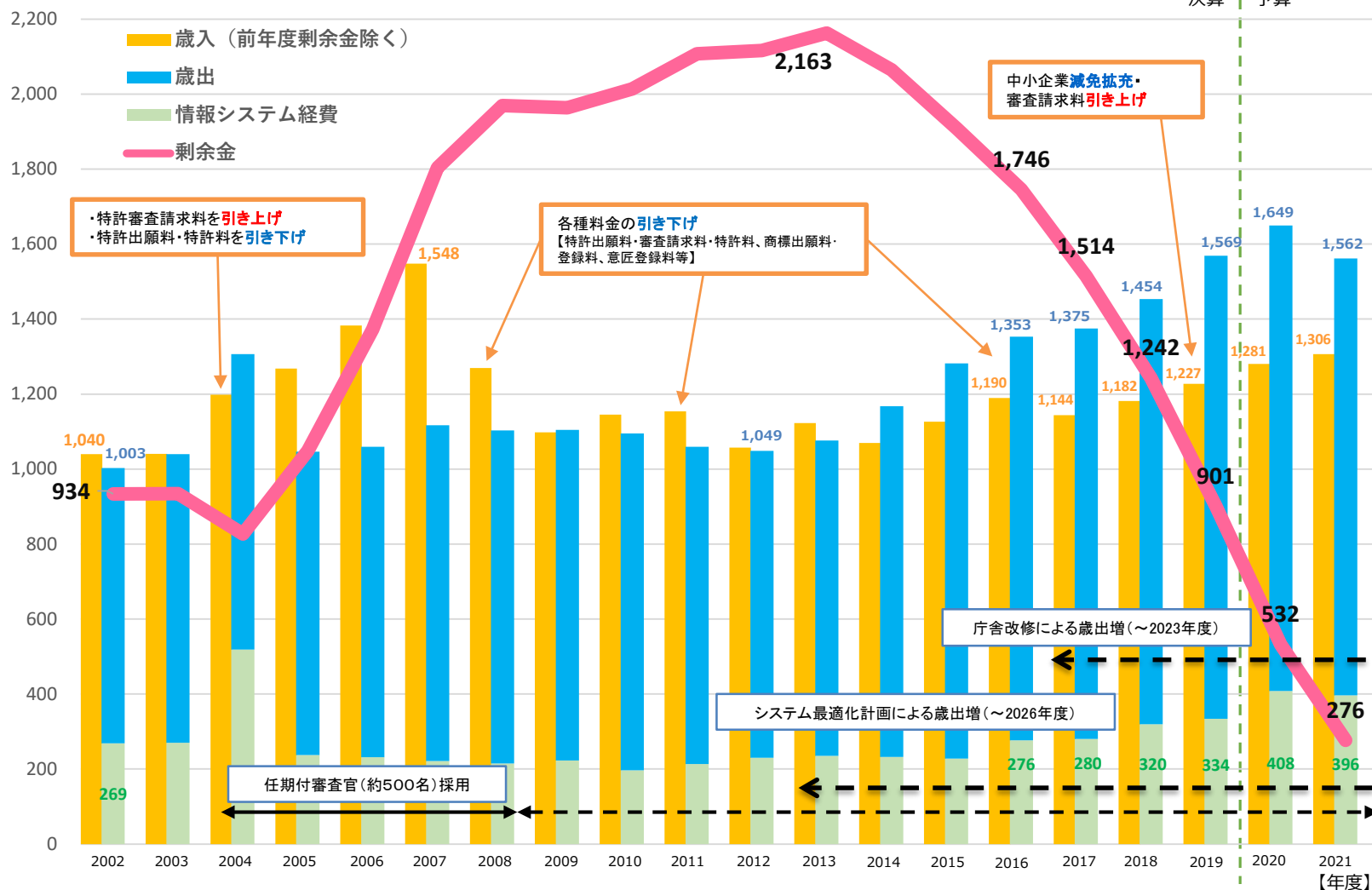
令和3年度予算：対前年度比較

- 政策経費等の裁量経費の他、審査審判業務に係る経費についても合理化を徹底。

	令和3年度予算額	対前年度増減
審査審判関連経費	491億円	▲31億円
（主な減額要求事業）		
先行技術調査外注費	226億円	▲25億円
外国文献検索システム 整備費（英語・仏語）	4億円	▲6億円
文献解析費	8億円	▲5億円
技術動向調査分析費	3億円	▲3億円
情報システム	396億円	▲12億円
庁舎改修関連費	58億円	▲25億円
INPIT運営費交付金	111億円	▲11億円
知財戦略推進	20億円	▲0.2億円
国際化関係	31億円	▲1億円
中小企業等支援	23億円	▲5億円

歳出・歳入、剰余金の推移

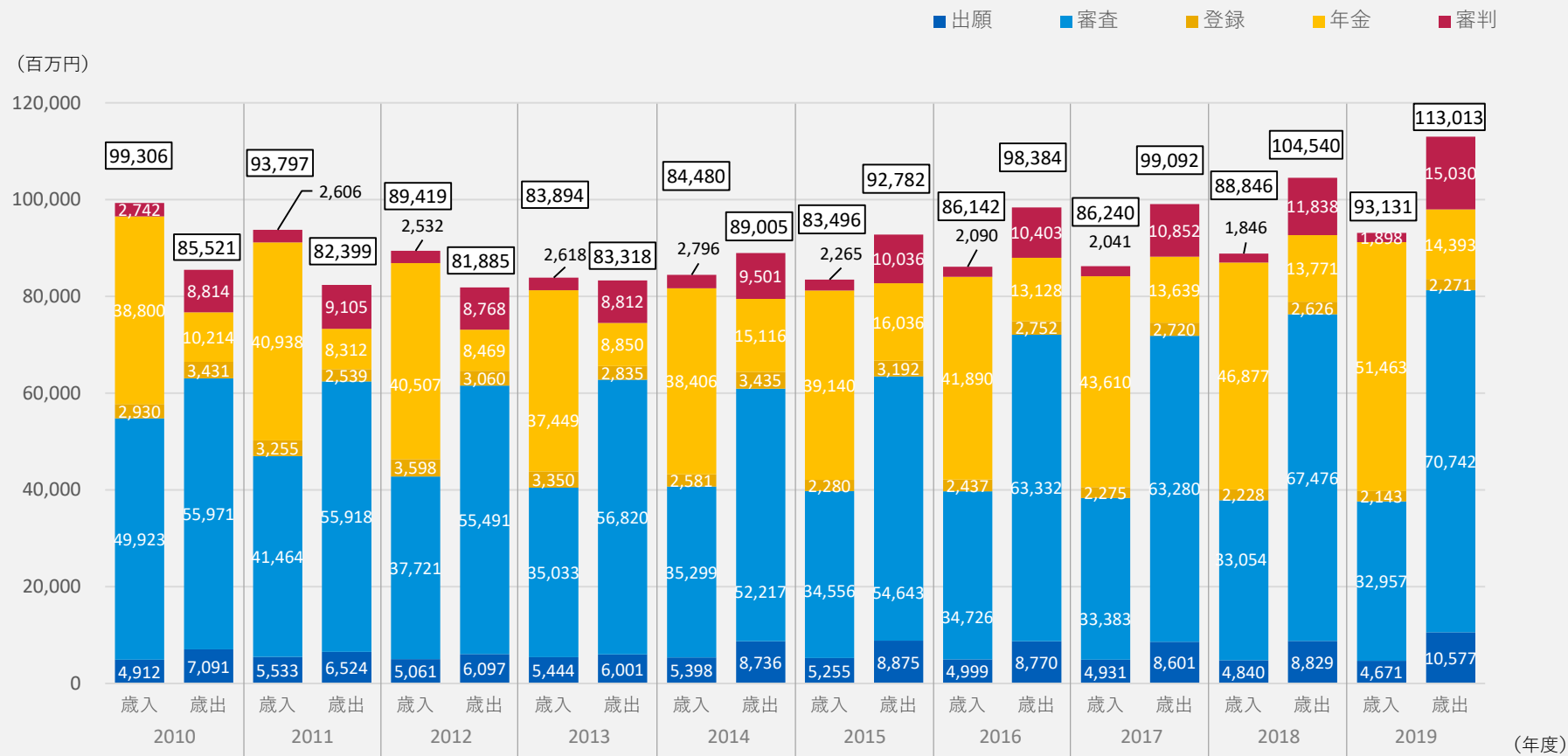
【億円】



特許権に係る収支比較

- 2014年度以降、歳出が歳入を上回る傾向。全体の収支にも大きく影響。

特許権に係る収支比較（2010～2019年度）



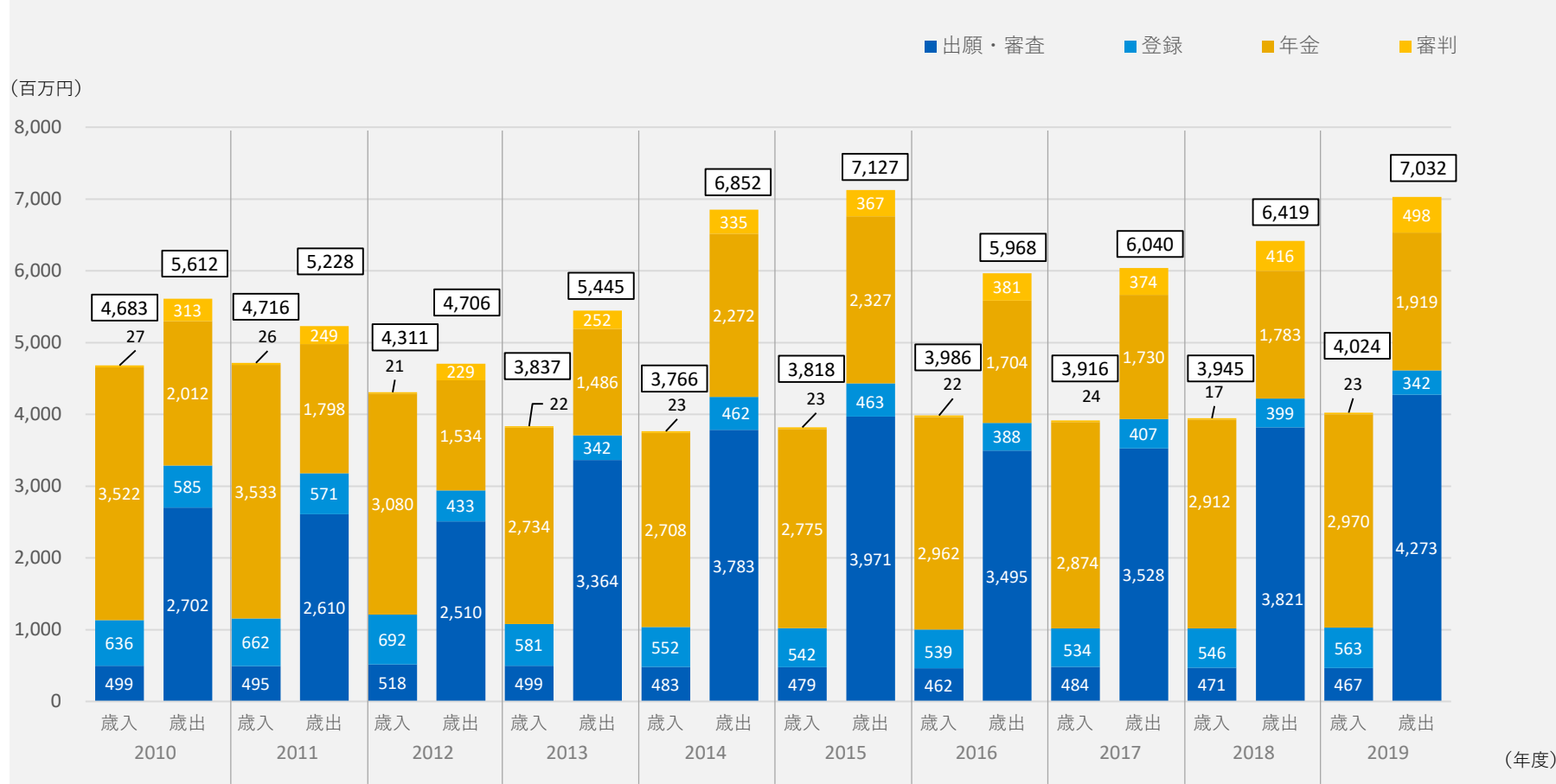
※各セグメントで共通の要素に関しては按分等により算出しているため、一定の幅を持った推計値である点に留意。

※2019年度は標準原価計算をベースに算定。

意匠権に係る収支比較

- 歳出が歳入を上回る傾向が継続

意匠権に係る収支比較（2010～2019年度）



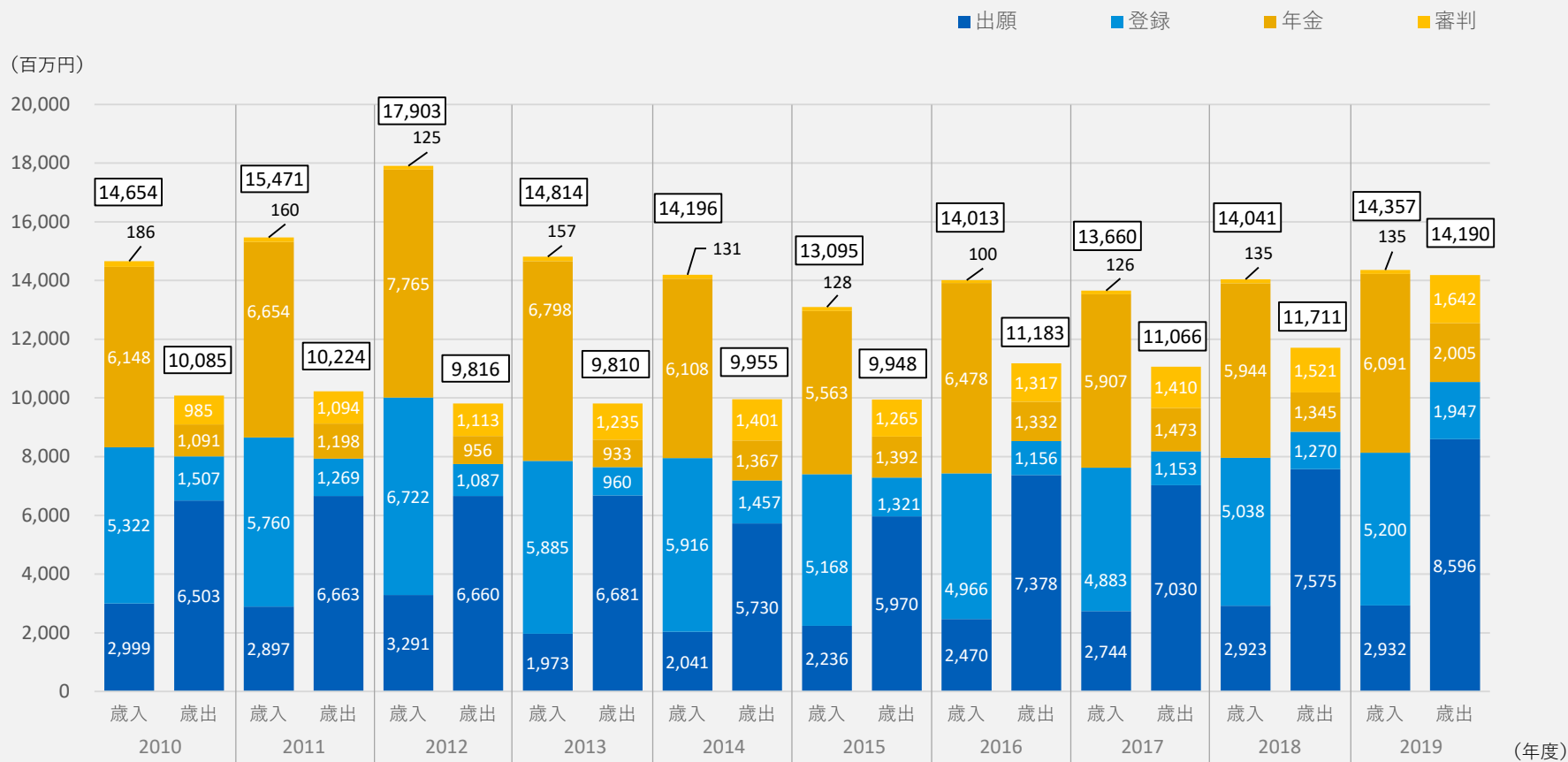
※各セグメントで共通の要素に関しては按分等により算出しているため、一定の幅を持った推計値である点に留意。

※2019年度は標準原価計算をベースに算定。

商標権に係る収支比較

- 歳入が歳出を上回っているが、黒字幅が縮小。

商標権に係る収支比較（2010～2019年度）



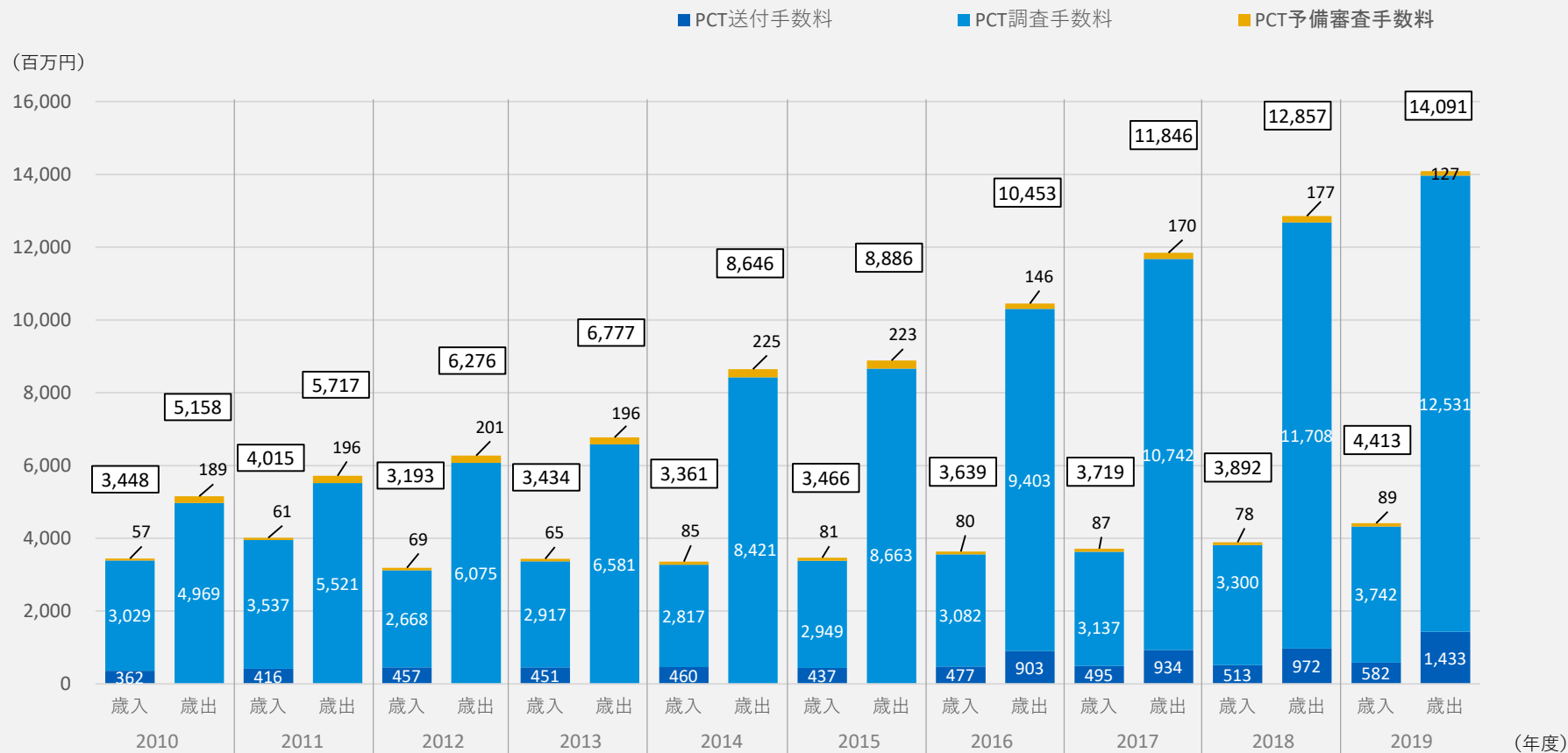
※各セグメントで共通の要素に関しては按分等により算出しているため、一定の幅を持った推計値である点に留意。

※2019年度は標準原価計算をベースに算定。

PCTに係る収支比較

- 近年のPCT出願増を受けて、赤字幅が大幅に拡大。

PCTに係る収支比較（2010～2019年度）



※歳出におけるH27年度以前のPCT送付手数料は、PCT調査手数料に含まれている。（H28年度より料金単位を変更したため）

※各セグメントで共通の要素に関しては按分等により算出しているため、一定の幅を持った推計値である点に留意。

※2019年度は標準原価計算をベースに算定。

※2019年度歳入内訳については、2018年の内訳比率で簡便的に按分。

（出典）「管理会計手法を用いた特許特別会計の分析及び産業財産関係料金体系の変遷に関する調査研究」あずさ監査法人

1. 過去の実績

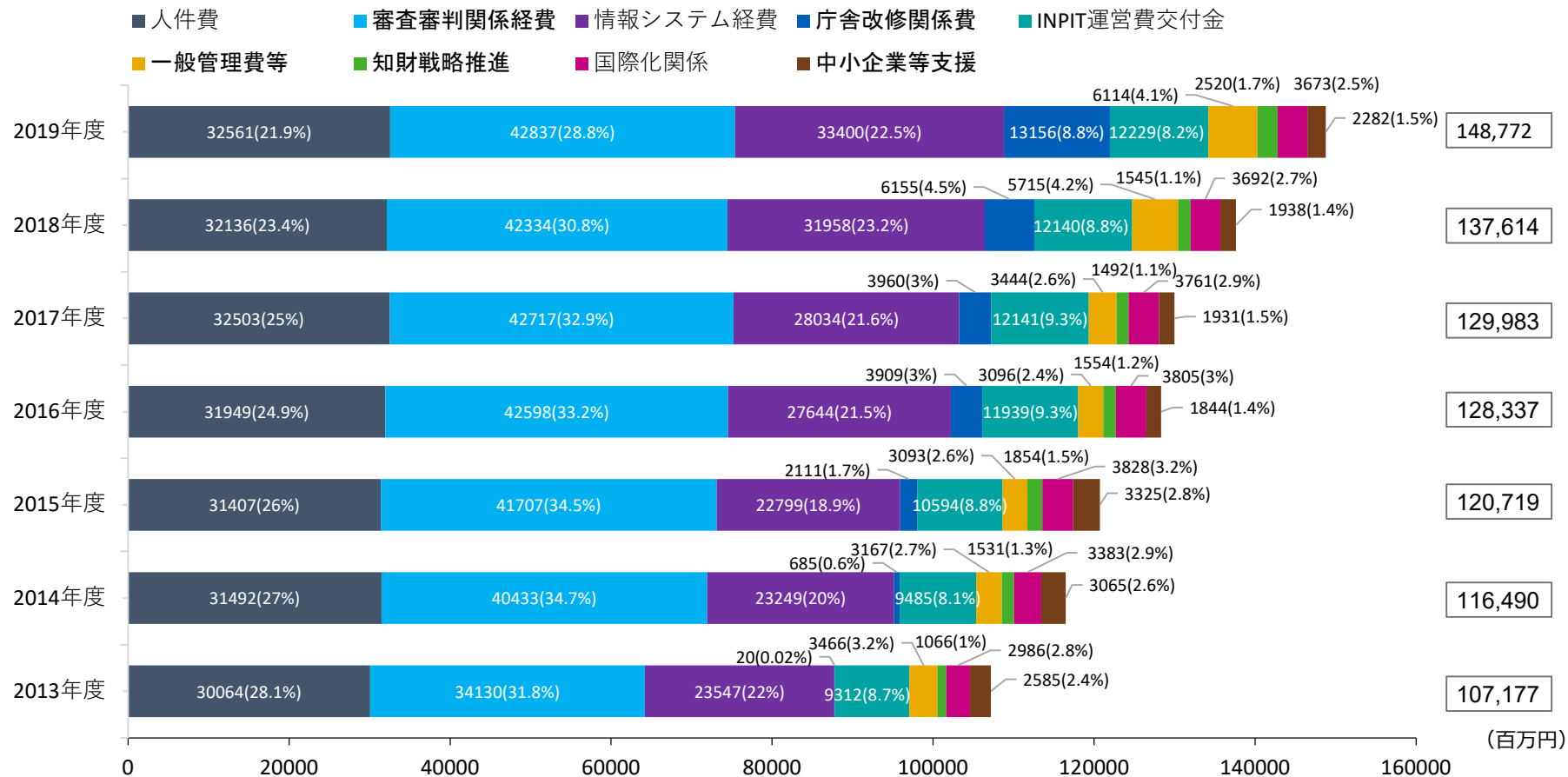
1. 1 歳出・歳入の全体像

1. 2 歳出

1. 3 歳入

全庁コストの費目別内訳

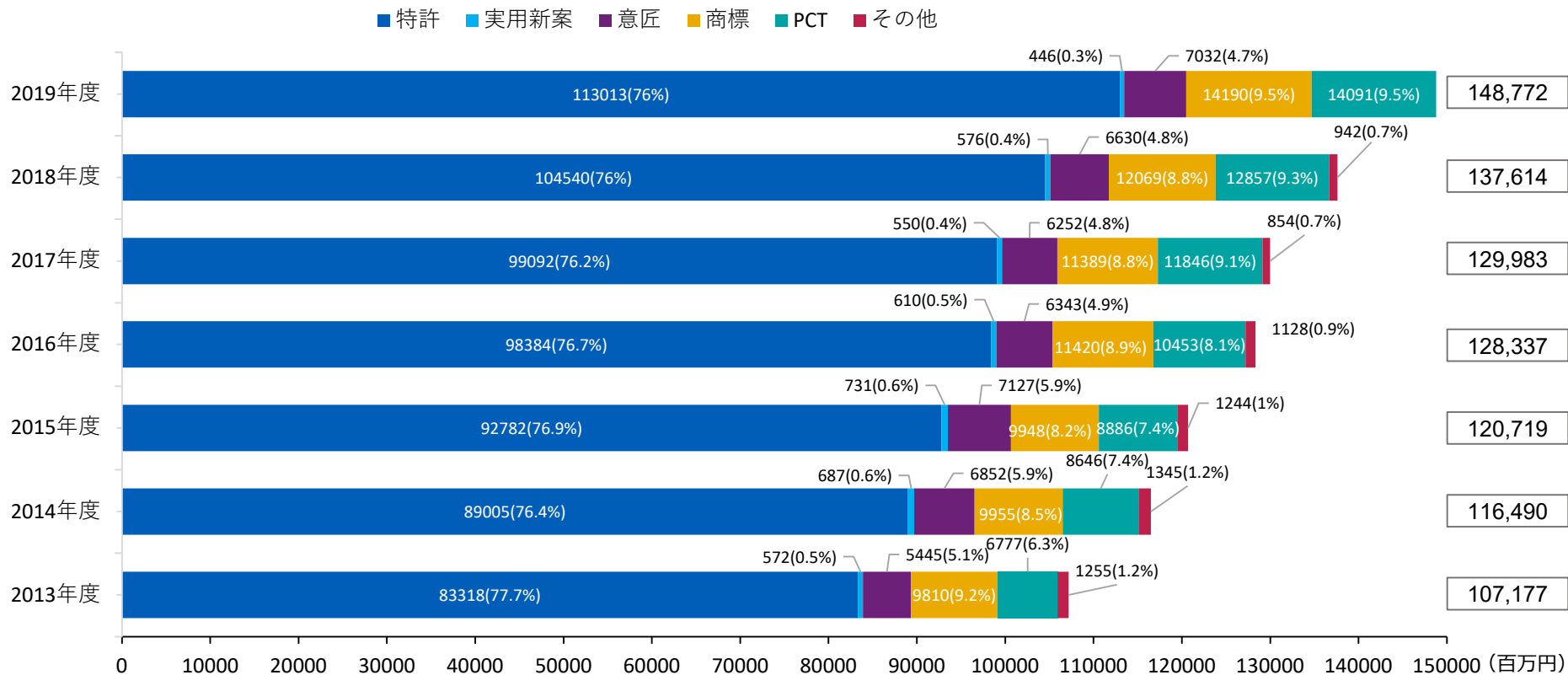
- 全庁コスト（決算）の総額は、2013年度→2019年度で約416億円増（39%増）。
- 主な内訳は、人件費が約25億円増（8%増）、審査審判関係経費が約87億円増（26%増）、情報システム経費が約99億円増（42%増）、庁舎改修関係費が約131億円増（新規）、INPIT運営費交付金が約29億円増（31%増）。



※一部の経費（失業者退職手当負担金、賠償償還払戻金、WIPOへの送金）を控除した額を計上

全庁コストのセグメント別内訳

- 全庁コスト（決算）の総額は、2013年度→2019年度で、約416億円増（39%増）。
- 主な内訳は、特許が約297億円増(36%増)、意匠が約16億円増(29%増)、商標が約44億円増(45%増)、PCTが約73億円増(108%増)。



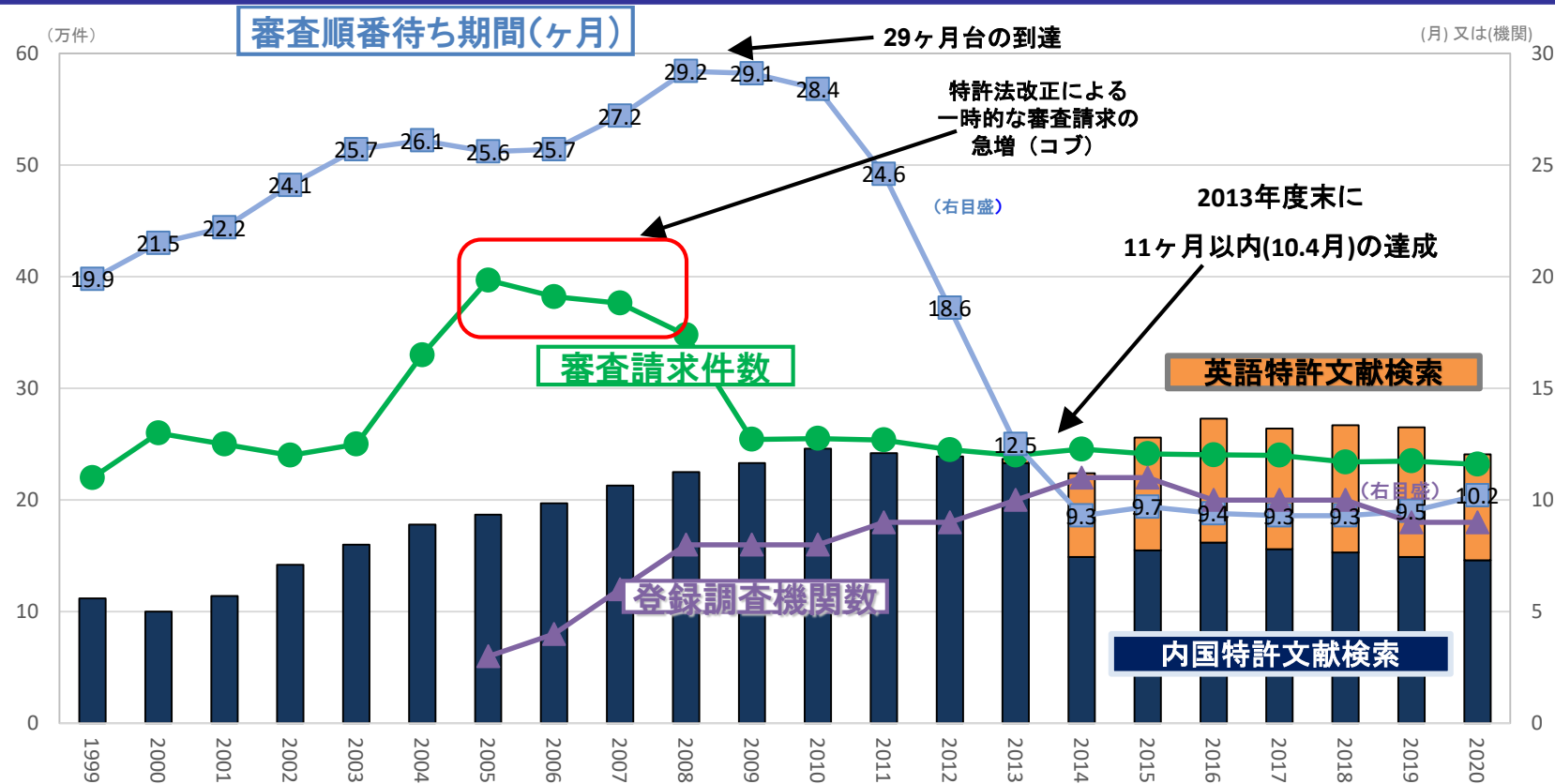
※一部の経費（失業者退職手当負担金、賠償償還払戻金、WIPOへの送金）を控除した額を計上

※各セグメントで共通の要素に関しては按分等により算出しているため、一定の幅を持った推計値である点に留意。

※2019年度の額は標準原価計算をベースに算定。

先行技術文献調査の外注の実績（特許審査の迅速化）

- 2020年度の検索外注は14.6万件、国内出願の特許審査の約3分の2を支える。
- 検索外注は知的創造サイクルにおける「迅速な権利付与」の生命線。
- 検索外注は1990年度より開始。2004年に公益法人要件を削除するとともに登録制度へ移行。



年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
国内特許文献検索件数(契約数)	14.9万件	15.5万件	16.2万件	15.6万件	15.3万件	14.9万件	14.6万件
英語特許文献検索件数(契約数)	7.5万件	10.1万件	11.1万件	10.8万件	11.4万件	11.6万件	9.5万件
予算額	251.2億円	241.4億円	260.2億円	259.8億円	259.8億円	262.7億円	248.6億円

登録調査機関の選定方法（2021年度公募）

- 公募型の随意契約において、総合評価落札方式の考え方を導入し、価格・技術の両面において競争性を確保。
- 外部有識者（大学教授、弁理士会、JIPA等の有識者から選定）からなる調査業務外注先選定会議での審議を経て、価格点と技術点を採用した選定ルールに基づき、発注先となる登録調査機関及び当該機関への発注件数を決定。

○選定ルール：価格点と技術点との配分は1：2（100点：200点）

1. 価格点（100点）

価格点＝（1－応募価格÷基準価格）×100点

2. 技術点（200点）

以下の6項目に基づき算出

①事業実施体制（財務状況、管理・セキュリティ、業務体制・連絡体制、精緻な管理体制）、②指導体制（指導能力、指導体制等）、

③納期管理（年間納品率、納期精度）、④受注テーマ（群）対応（幅広いテーマ（群）の受注状況）

⑤コロナ対応（働き方対応）（オンライン対話実績、納品型による納入、在宅勤務規定の整備）、

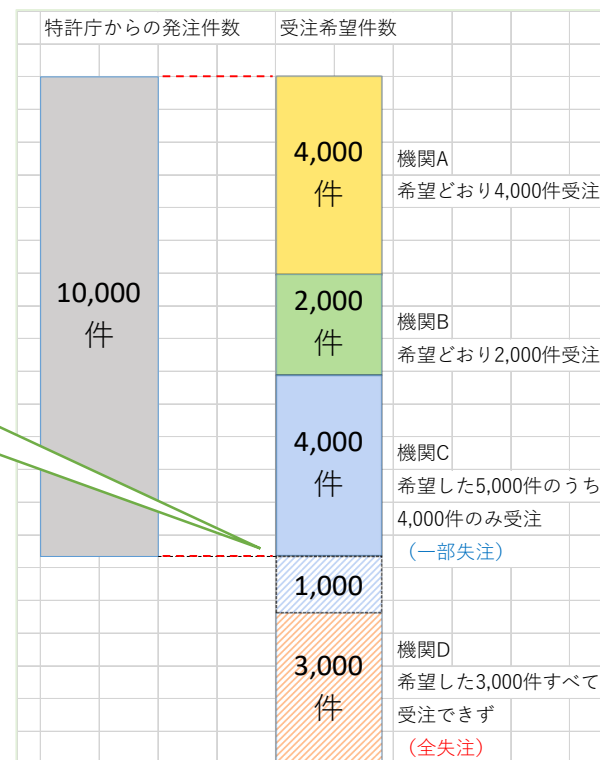
⑥品質（検索報告書の品質）⇒納品された検索報告書に対し、審査官が1件ごとに評価。

➤ 順位付け・受注件数

		特許庁からの発注件数			10,000
	価格点	技術点	合計点	順位	受注希望件数
機関A	60	180	240	1	4,000
機関B	50	150	200	2	2,000
機関C	70	110	180	3	5,000
機関D	50	110	160	4	3,000
		受注希望件数合計			14,000

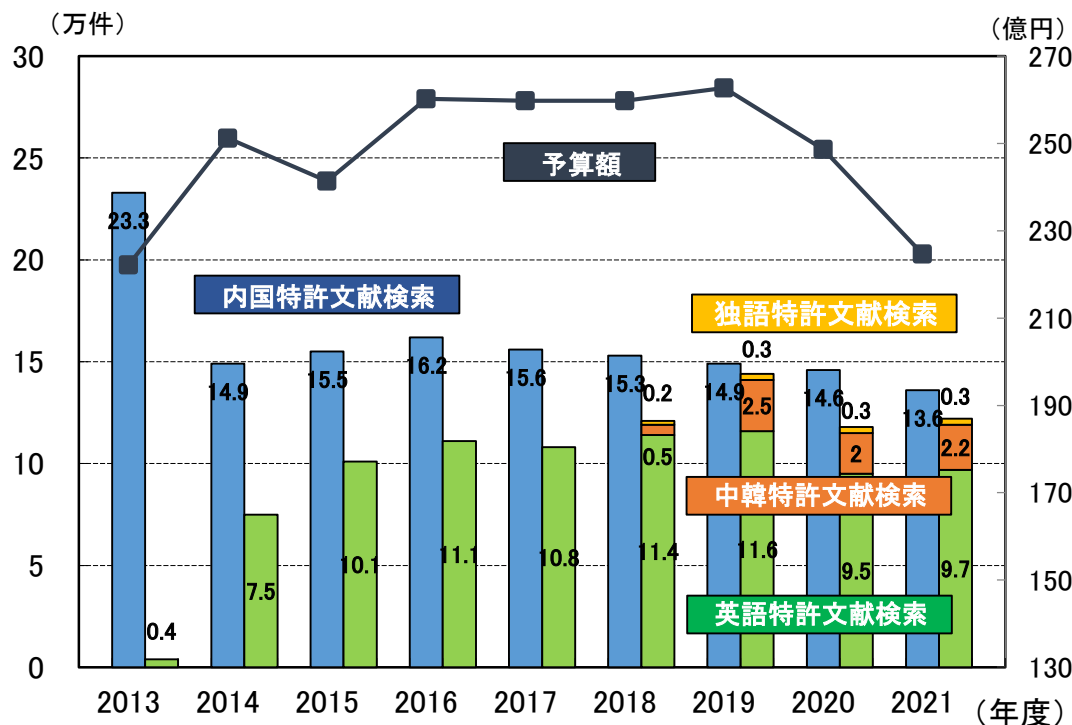
順位の高い順から、
受注希望件数を割り当てる

同一区分に複数の機関から応募があった場合、
価格点と技術点から合計点を算出し、順位付けを行う



先行技術文献調査の外注の実績（外国文献への対応と効率化）

- 急増する外国文献に対応すべく、英語、中韓国語、独語文献検索まで外注範囲を拡充。
- 登録調査機関の競争環境の確保により、外国語文献検索の外注を限られた予算内で効率的に実施。



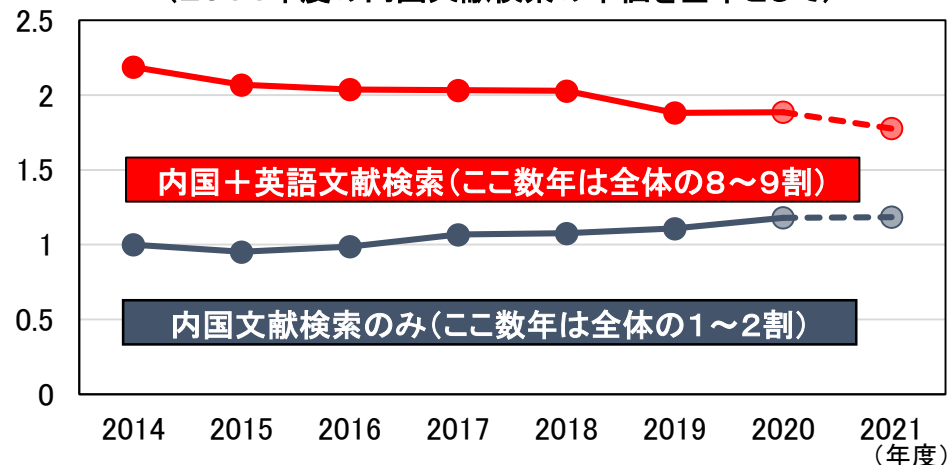
英語特許文献検索
本格実施

中韓、独語特許文献検索
開始

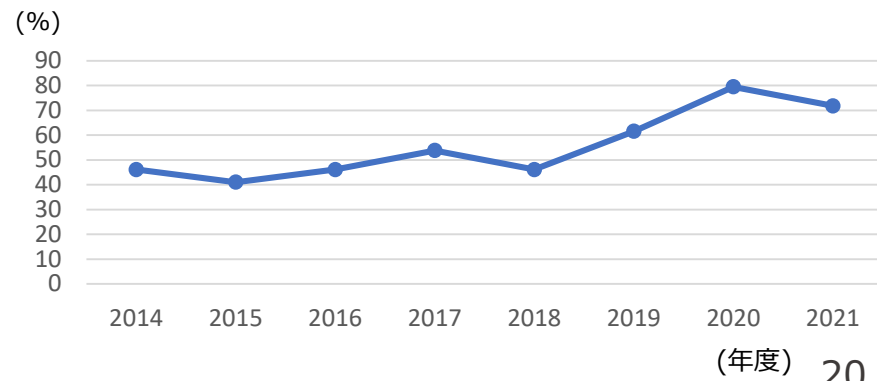
使用額	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
英語検索	78.8億円	99億円	104.7億円	94.2億円	97.7億円	81億円
中韓検索					2.9億円	17.8億円
独語検索					0.6億円	0.9億円
計	78.8億円	99億円	104.7億円	94.2億円	101.2億円	99.8億円

特許庁

内国文献検索、内国＋英語文献検索の単価の推移
（2014年度の内国文献検索の単価を基準として）



総区分数39のうち、公募において競争が生じた区分の比率
（受注希望換算件数の和が公募換算件数を上回った区分の比率）



外部有識者によるシステム開発妥当性担保の取組

○技術検証委員会による監査、指摘

委員構成（平成27年10月～）

委員長	大山 永昭	東京工業大学	科学技術創成研究院	特命教授
委員	石野 普之	株式会社リコー	シニアバイスプレジデント	
	小尾 高史	東京工業大学	科学技術創成研究院	准教授
	菊川 裕幸	一般社団法人	日本情報システム・ユーザー協会	専務理事
	矢澤 篤志	カシオ計算機株式会社	生産本部	シニアオフィサー 生産改革、サプライチェーン改革担当

最適化計画改定（2013年3月）

最適化計画改定段階 （2012年度）

①最適化計画の改定

- ・ システム刷新の基本方針
- ・ 業務可視化資料の運用

②プロジェクトの推進・管理

- ・ プロジェクトの管理体制・管理手法

システム刷新準備段階 （2013～2015年度）

③プロジェクト全体の概況報告

- ・ 発生した課題と対応内容 等

④システム刷新の準備工程

- ・ システムアーキテクチャの策定

⑤レガシーシステム脱却

- ・ ホストコンピュータのサーバ化

システム刷新段階 （2016年度～）

⑥システム刷新の状況

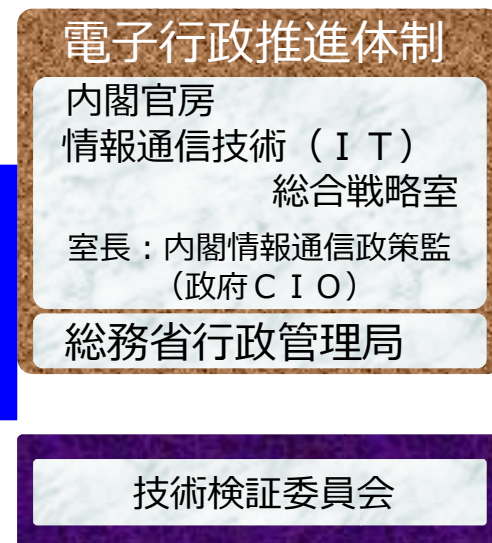
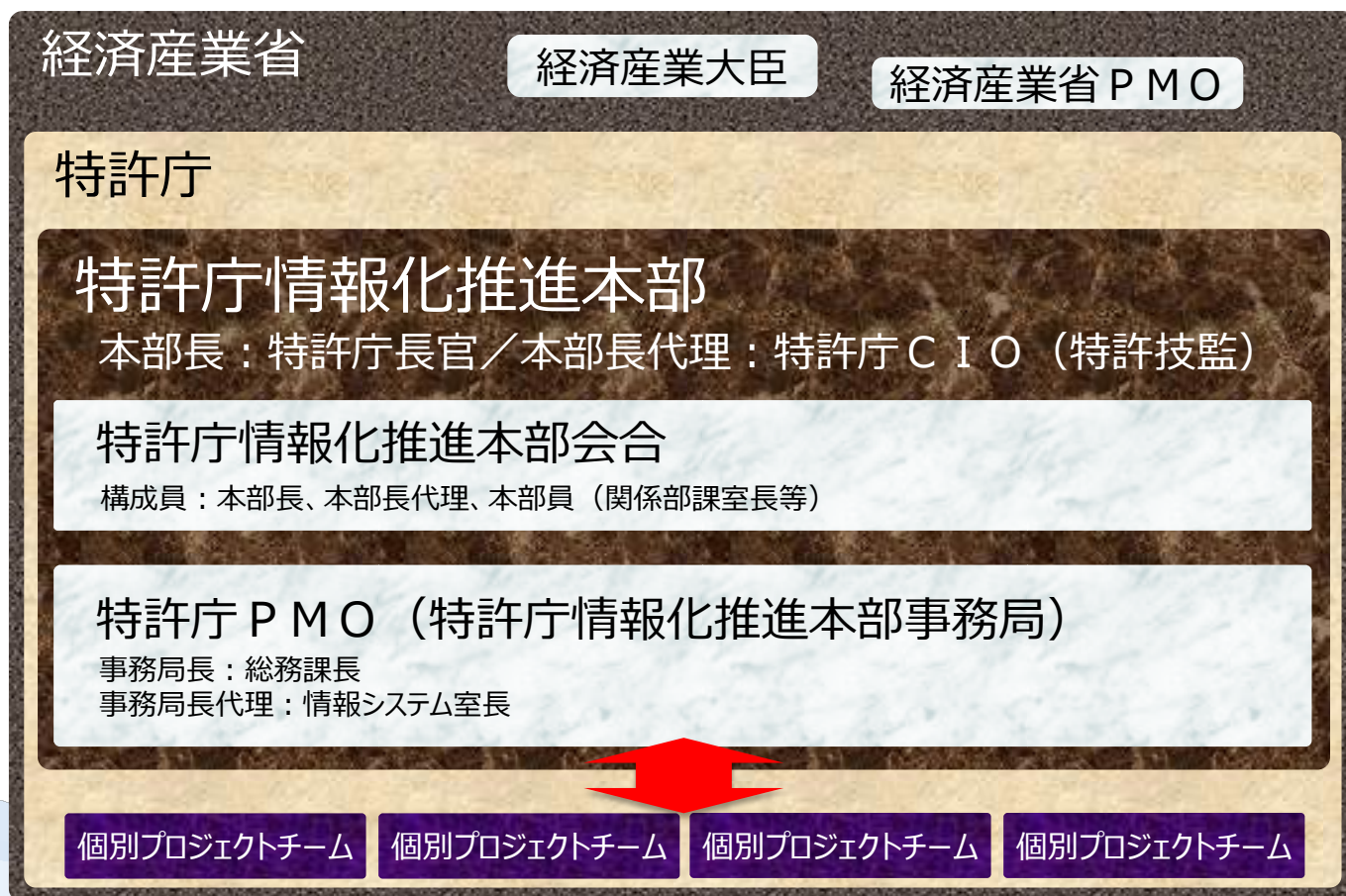
- ・ 各プロジェクトの状況報告
- ・ 開発規模削減に向けた取組
削減方針、具体的な削減策 等

<直近の委員会での議論内容・具体的な指摘>

- ・ 最終段階にあるプロジェクトのテストでのエラーの発生状況の評価や、今後開発に着手するプロジェクトの具体的な費用削減策等についても詳細に議論。
- ・ 委員からは、失敗から立ち直りようやく大規模システムを安定的に構築できるようになったことや、今後着手するプロジェクトでの開発規模3割削減の見通しを立てたことなどを評価する意見があった。

特許庁におけるシステム開発に関する意思決定体制

- 特許庁長官を本部長、特許庁CIO(特許技監)を本部長代理とする「**特許庁情報化推進本部**」を設置し、強力なトップマネジメントによる意思決定やプロジェクト推進を可能に(平成25年1月)。
- 複数のシステム開発全体を見渡した管理を行う、特許庁PMOを設置(平成25年1月)。



特許庁のシステム開発に対する外部有識者による評価

＜第2回基本問題小委員会 議事録（抄）＞

3－2．大山委員長（技術検証委員会）コメント

特許庁には、自らの発注者能力を高めるためにさまざまな取組を行っていただきました。具体的には、事務局から既に説明があったとおり、技術検証委員会においても2012年の計画改定段階からシステム刷新計画そのものの内容、プロジェクト全体管理の体制や手法、システムアーキテクチャーの詳細、ホストコンピュータのサーバー化の総合テスト、各刷新プロジェクトの開発スケジュールや進捗状況に至るまで、微に入り細をうがつレベルで検討をさせていただきました。失敗から立ち直った特許庁の取組は、先ほど申し上げたように霞が関の他省庁が苦しんでいるシステム開発の範となるものであると、私は、専門家としても十分誇れる内容であると自負しています。

特許庁では、世界に誇ることのできる立派な取組を実施していると私も思っていますし、評価しています。その成功体験を停滞する他の政府システムの開発にも生かしてほしいと
思っているところで、私自身は年金システムのほうにも橋渡しをさせていただき、こちらの成果を転用させたいとの思いで進めています。

システム経費削減に向けた取組

運用等経費の削減

運用等経費の大部分を占める、①ハードウェアを使用するための費用、及び②システムの運用管理のための費用について、削減策を決定し、順次実施中。業務に致命的な影響が生じるもの以外は削減する計画。

⇒2020～2026年度の運用等経費を合計約100億円削減し、
2027年度以降の運用等経費を毎年約20億円削減予定。

①ハードウェア費削減の主な取組

●機器を減らす、機器構成を簡素化する

- ・ 障害発生時に瞬時にバックアップサーバに切り替わる仕組みの廃止、システムの機能削減・性能低下の許容、サーバ集約技術（仮想化等）の活用等によるサーバ等の削減・簡素化
- ・ 職員が使用する機器の削減

●機器を長く使う

- ・ すべてのサーバの使用期間を延長することにより、単年度あたりの費用を低減

●安価な機器、ソフトウェアを使う

- ・ 調達仕様の見直し（機能や性能の要件の緩和）による、安価な機器、ソフトウェア等の導入

●クラウドの活用を拡大する

- ・ 現在、未公開情報を保有しないシステムにクラウドを活用しているところ、更なる活用を検討

②運用管理費削減の主な取組

●運用管理のレベルを下げる

- ・ 運用管理業者に課す要件を緩和
- ・ 職員向けサポートの縮小

整備経費の削減

開発案件の選定は、従来以上に厳格に行う。

開発するものについても、開発に要する経費を最小限とすべく、要件の精査を徹底する。

●開発案件の大幅な絞り込み

- ・ 必要性や費用対効果等に基づく開発案件の絞り込みを、従来以上に厳格に実施
 - －当面の間、職員の利便性の向上等を目的とする開発は、原則実施しない

●開発規模の縮小

- ・ 開発する案件については、要件を厳格に精査し（業務上致命的な問題が生じない範囲）、開発規模を最小限に抑制
 - －特許庁情報化推進本部会合において、要件をコントロール
 - －外部コンサルタントによる、開発規模の妥当性検証
 - －審判システムの刷新では、現行業務・機能の見直し、業務支援機能の内製化の検討等により、開発規模の3割削減を実現
⇒ 技術検証委員会に諮り、妥当であるとの評価
 - －意商システム刷新についても、同様の考え方で開発規模の削減を実施中

●利用頻度の低いシステムの廃止

- ・ MAC版電子出願ソフトの廃止

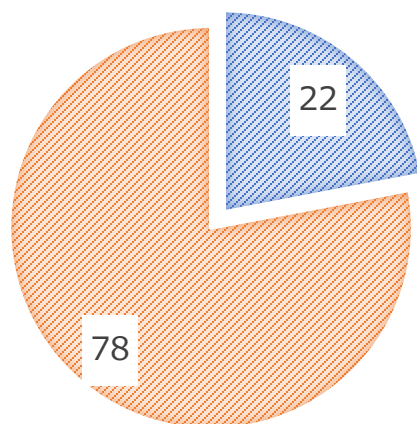
（参考）

特許庁では、急増する外国文献への対応等のため、A Iを活用した検索環境の高度化に関する研究・開発を内製で実施。

システム関係経費 他国の状況

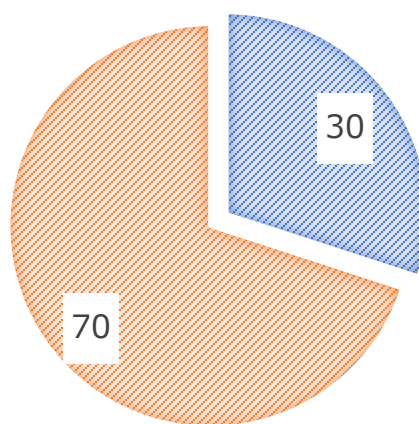
- システム関係経費について、海外知的財産庁へのアンケート調査を実施。
- システム関係経費には、システム開発などの外注経費に加え、システム開発を行う内部の人件費を含む。
- これまでの調査の結果では、歳出総額に占めるシステム関係経費の比率は、日本：22%、米国：30%、英国：25%となっている。

日本国特許庁



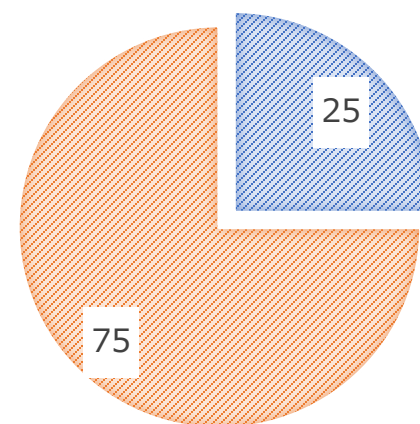
システム関係経費
22%

米国特許商標庁



システム関係経費
30%

英国知財庁



システム関係経費
25%

1. 過去の実績

1. 1 歳出・歳入の全体像

1. 2 歳出

1. 3 歳入

権利化前と権利化後の費用の考え方

- 出願料・審査請求料は、出願等を促すため、実費を下回る水準に設定。不足分は、権利の維持手数料で補うとの考え方。

主な料金の種類と性質（**赤字**は法定上限の改定を行う料金）

	1. 権利化前 ・政策的に実費を下回る水準 ・法律で上限額を定め、 具体額を政令で規定	2. 権利化後 ・全体の収支をバランスさせる水準 ・具体的な金額を法律で規定 →法律で上限額を定め、具体的な金額を政令に委任するよう改める
特許	出願料、審査請求料	特許料
PCT (国際特許)	送付・調査手数料	—
意匠	出願料	登録料
商標	出願料	登録料、更新登録料

2008年以降の料金体系の変遷（特許・PCT・商標）と法定上限額の改定

- 2008年以降、剰余金を還元する等の理由から、段階的に値下げを実施。
- 今般の法改正では、現在法定されている特許料・登録料について、法律で上限を定め政令に委任するよう改める。
あわせて、特許料、商標登録料等の上限額を現行より引き上げる。
また、実費用と料金との乖離が大きいPCT手数料についても上限額を引き上げる。

過去の主な料金の推移

		2008改正 2011改正 2012改正 2016改正 2019改正					
		～2008/5	2008/6 ～ 2011/7	2011/8 ～ 2012/3	2012/4 ～ 2016/3	2016/4 ～ 2019/3	2019/4 ～ 現在
特許	出願料	16,000円	15,000円			14,000円	
	審査請求料	168,600円 + 請求項数 × 4,000円		118,000円 + 請求項数 × 4,000円			138,000円 + 請求項数 × 4,000円 & 中小減免拡大
	特許料(1-3y)	2,600円 + 請求項数 × 200円	2,300円 + 請求項数 × 200円			2,100円 + 請求項数 × 200円	
	特許料(4-6y)	8,100円 + 請求項数 × 600円	7,100円 + 請求項数 × 500円			6,400円 + 請求項数 × 500円	
	特許料(7-9y)	24,300円 + 請求項数 × 1,900円	21,400円 + 請求項数 × 1,700円			19,300円 + 請求項数 × 1,500円	
	特許料(10-20y)	81,200円 + 請求項数 × 6,400円	61,600円 + 請求項数 × 4,800円			55,400円 + 請求項数 × 4,300円	
PCT	日本語	110,000円			80,000円	80,000円	
	英語					166,000円	
商標	出願料	6,000円 + 区分数 × 15,000円	3,400円 + 区分数 × 8,600円				
	登録料	66,000円 × 区分数	37,600円 × 区分数			28,200円 × 区分数	
	更新料	151,000円 × 区分数	48,500円 × 区分数			38,800円 × 区分数	

今回の法定金額の見直し

(※) 括弧内は上限の金額

現行法定金額	改正後
(16,000円)	改定無し
(168,600円 + 請求項数 × 4,000円)	改定無し
2,100円 + 請求項数 × 200円	(毎年 61,600円 + 請求項数 × 4,800円)
6,400円 + 請求項数 × 500円	
19,300円 + 請求項数 × 1,500円	
55,400円 + 請求項数 × 4,300円	
(143,000円)	(170,000円)
(221,000円)	(249,000円)
(6,000円 + 区分数 × 15,000円)	改定無し
28,200円 × 区分数	(32,900円 × 区分数)
38,800円 × 区分数	(43,600円 × 区分数)

(※) 意匠及び実用新案については、現行の料金体系を維持。登録料について、法律で上限を定め政令に委任する改正のみを行う。

諸外国知財庁における料金改定の動向 一特許権

10年間権利を維持するために必要な額

▼:値下げ ▲:値上げ

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
日本	¥526,800	▼ ▲10%			▼ ▲11%					▼ ▲6%	中小企業向け減免の拡充に伴う減収分に相当	▲ +5%			¥418,000 ▲21%
米国	¥576,000	▲ +5%			▲ +15%	▲ +2%	▲ +10%				▲ +2%			▲ +7%	¥846,000 +47%
欧州特許庁	¥623,300	▲ +11%		▲ +7%		▲ +4%		▲ +5%		▲ +1%				▲ +3%	¥837,775 +34%
ドイツ	¥427,800	▼ ▲1%弱						▲ +1%							¥432,400 +1%
韓国	¥306,340	▼ ▲4%					▲ +2%								¥299,710 ▲2%
英国	¥191,800			▲ +17%											¥224,000 +17%

※特許：請求項数→審査時10、登録時8、ページ数40で計算
「欧州特許庁」は5年目にドイツに移行した場合を計算

※1ドル=100円、1ユーロ=115円、1ポンド=140円
1元=15円、1ウォン=0.085円で算出

諸外国知財庁における料金改定の動向 一商標権

10年間権利を維持するために必要な額

▼:値下げ ▲:値上げ

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
日本	¥152,600	▼ ▲37%								▼ ▲20%					¥77,000 ▲50%
米国	¥105,000							▼ ▲10%		▲ +5%				▲ +35%	¥135,000 +29%
欧州連 合知的 財産庁	¥184,000		▼ ▲44%												¥103,500 ▲44%
ドイツ	¥33,350														¥33,350 0%
韓国	¥46,410														¥46,410 0%
英国	¥28,000		▼ ▲15%			▲ +29%									¥30,800 +10%

更新料の値下げが行われたが、今回の試算では金額への影響なし

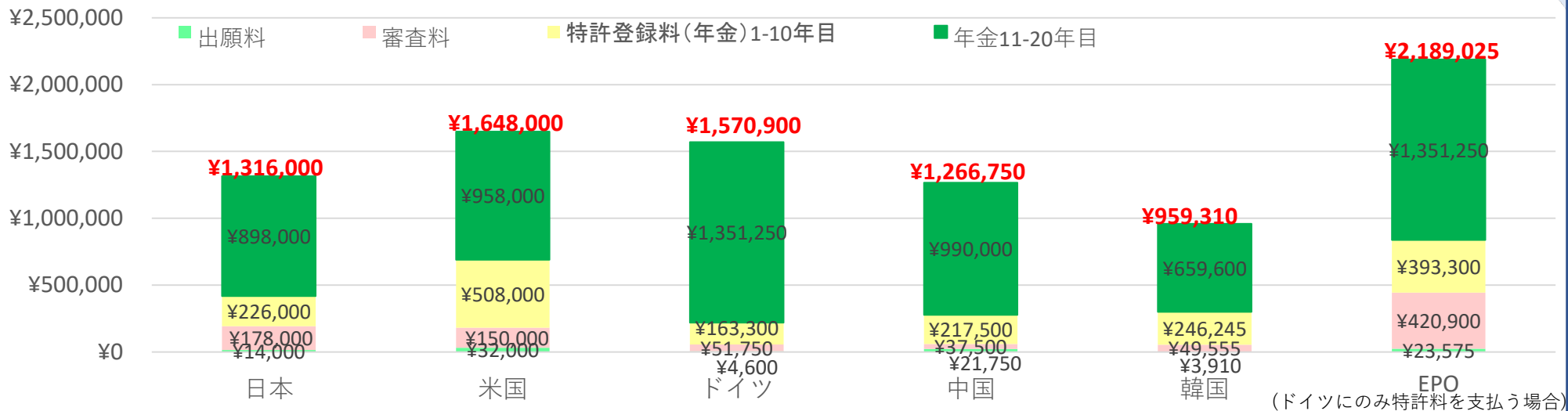
※商標：区分数2、オンライン出願の場合で計算

※1ドル=100円、1ユーロ=115円、1ポンド=140円
1元=15円、1ウォン=0.085円で算出

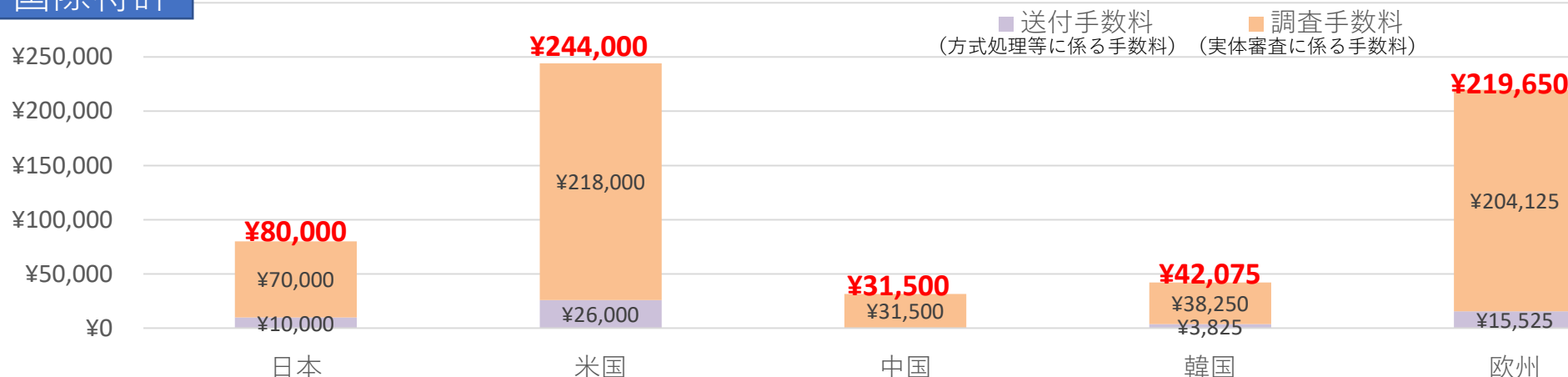
各国の特許・PCT料金水準の比較（出願から権利取得後20年維持する場合の費用）

特許

※2021年1月時点の料金



国際特許



(特許料金)

※出願時請求項数10、登録時請求項数8、ページ数40で計算
 ※1ドル=100円、1ユーロ=115円、1元=15円、1ウォン=0.085円で算出
 ※凡例は日本における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け。

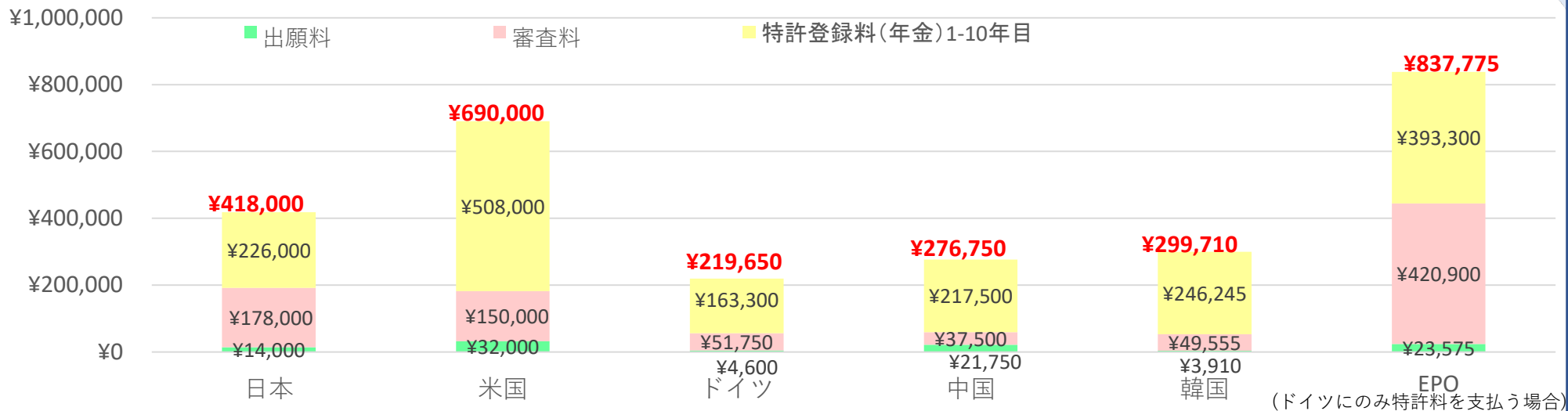
(PCT料金)※英語出願の場合

日本→16.6万円
 中国→3.2万円
 韓国→10.6万円

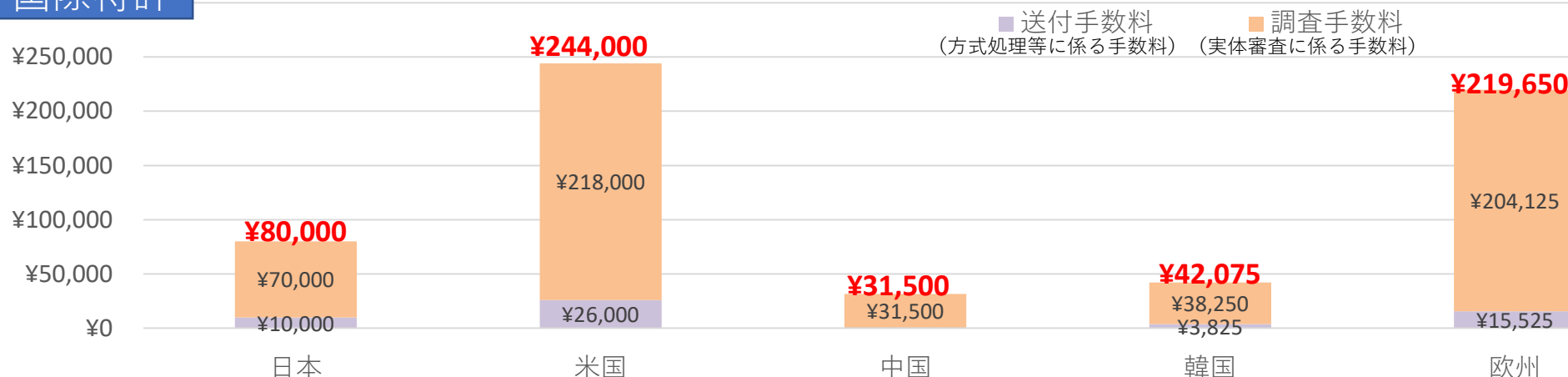
各国の特許・PCT料金水準の比較（出願から権利取得後10年維持する場合の費用）

特許

※2021年1月時点の料金



国際特許



(特許料金)

※出願時請求項数10、登録時請求項数8、ページ数40で計算
 ※1ドル=100円、1ユーロ=115円、1元=15円、1ウォン=0.085円で算出
 ※凡例は日本における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け。

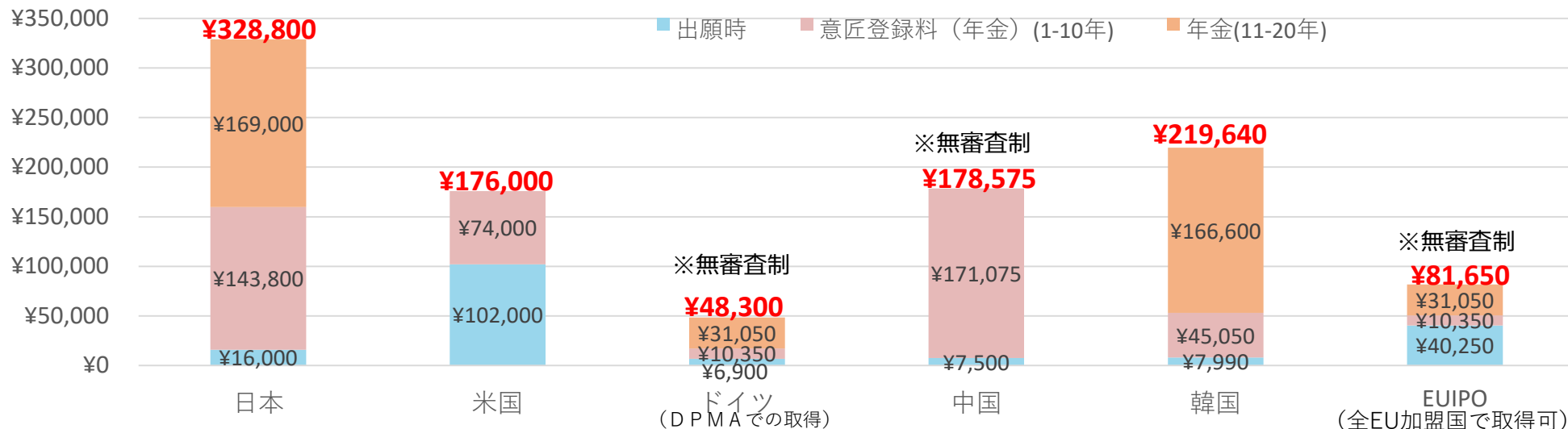
(PCT料金)※英語出願の場合

日本→16.6万円
 中国→3.2万円
 韓国→10.6万円

各国の商標・意匠料金水準の比較（出願から権利取得後20年維持する場合の費用）

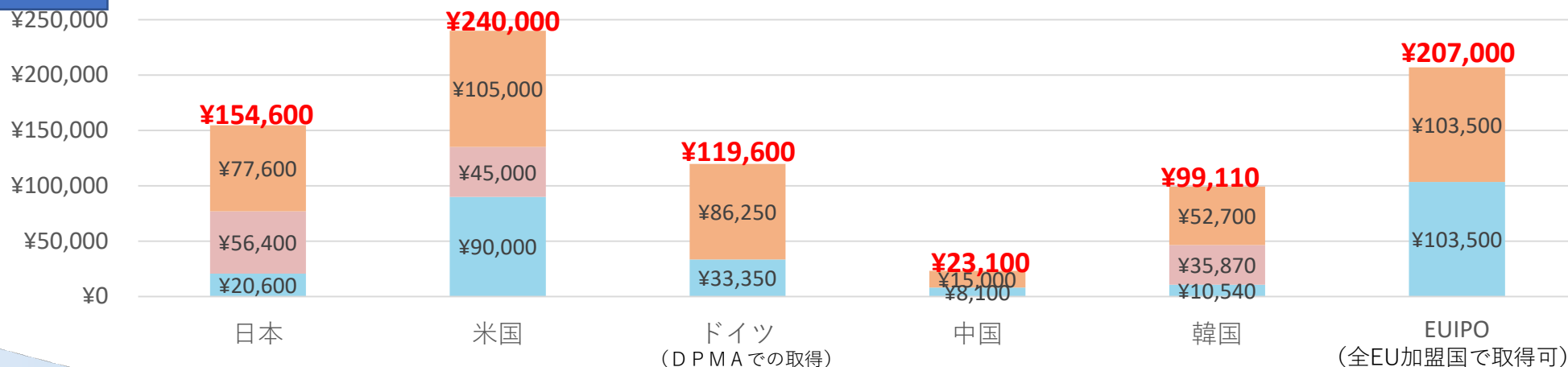
意匠

※2021年1月時点の料金



商標

出願時 登録後(10年維持) 更新(+10年)



※商標：電子出願、区分数2、商品・役務数10以内で計算（米国は使用宣誓書の提出及び使用証明にかかる権利維持費用を含む）
 ※1ドル＝100円、1ユーロ＝115円、1元＝15円、1ウォン＝0.085円で算出
 ※凡例は日本における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け。

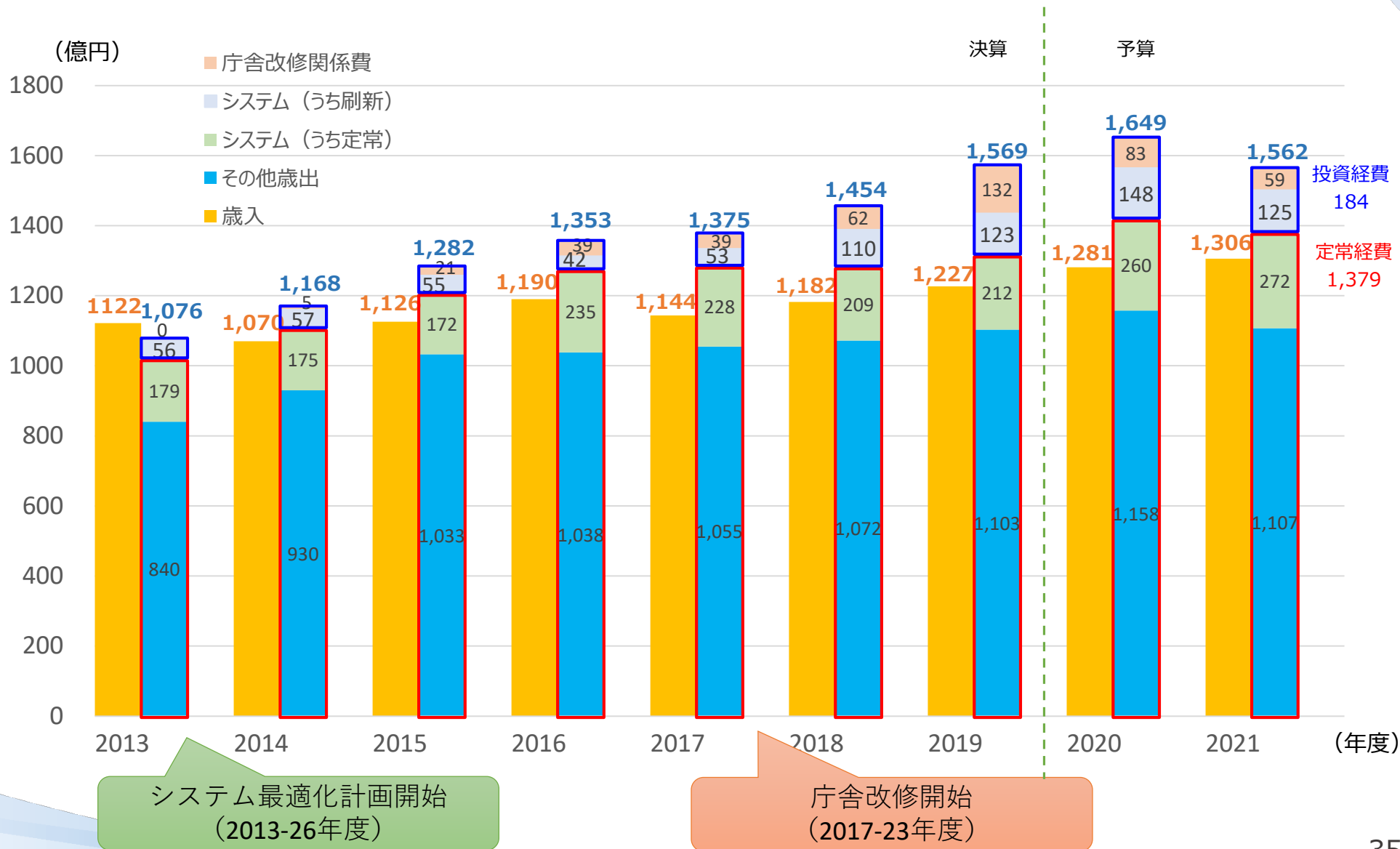
※意匠
 ※中国は保護期間が出願から10年
 ※米国は保護期間が登録日から15年

2. 将来の財政収支

2. 1 剰余金

2. 2 将来見通し（シミュレーション）の考慮事項

特許特別会計における歳出額の推移



財政運営の現状と歳出構造改革

- システム刷新や庁舎改修に伴う投資経費に加え、審査環境の複雑化等を背景とし、定常的な歳出も増大。**定常経費のみでも単年度で赤字**
 - 2019年度（決算）：定常経費（※）1,315億円、歳入総額1,227億円（▲88億円の赤字）
（※）歳出総額からシステム刷新に係る経費と庁舎改修に係る経費を除いた額
 - 定常経費については、システム運用経費の削減や先行技術調査外注費等の審査関係経費の削減にすでに着手。2022年度以降**早期に定常経費を現行料金体系下での歳入を下回るものとすべく、引き続き歳出削減の取組を継続**。
 - 更に、以下の取組を通じて手数料や支援措置に係る費用の縮減を図る。
 - 特許印紙予納から口座振替等へのシフトによる手数料減
（印紙売り捌き手数料：約30億円/年の縮減）
 - 減免制度の適正化を通じた（結果的としての）費用減
（審査請求料の軽減に仮に50件の上限を設けた場合、
審査請求件数が変わらなければ約7.5億円/年の増収）
- ※いずれも、会計上は歳入から控除されている簿外の費用
- なお、投資経費についても、システム整備経費の削減を実施。

特許特別会計の運営上の制約

- 特許特別会計は、収支相償を原則として独立運営しているが、特別会計に関する法律により、以下の制約がある。
 - ✓ 年度を跨ぐ借入れが認められない：
庁舎改修や大規模システム刷新等の投資経費については、予め、計画的に確保しておく必要がある。
 - ・ 資金繰り目的の年度内の借入れについては、予算要求時に予め要求しておけば可能。
 - ✓ 「積立金」等の資金の保有が認められていない：
法律に規定のない資金を持つことは認められておらず、「積立金」「引当金」等の区分を設けて資金を管理することはできない。歳入・歳出の差額はすべて「決算剰余金」となる。
 - ・ 説明上、剰余金の内訳・考え方を示すことについては（当然）制約はないが、予算の使途については原則国会による予算の承認を前提とする点に留意が必要。

監査法人による剰余金の考え方

監査法人によれば、一般的な考え方に基づく、特許庁における剰余金の例は以下のとおり。

使用時期	以下は、短期～中期（概ね5年）で必要な資金に限る。
使用確度	必要性・使用確度が十分でない事項については、維持すべき剰余金に含まれないと整理。

項目	算出方法	考え方	使用時期	使用確度	令和元年度金額 (億円)
1 運転資金	年間歳出額の12分の1	翌月の債務支払いに相当する額を手許資金として維持すべき。 ※月別では年度末の出納整理期間の支払いが最大となるため、その金額	超短期	高	300
2 前受金	貸借対照表計上額	特許審査等の未着手案件について、将来発生する歳出相当を維持すべき。運転資金はここに含まれていると考えられる。	短期	高	417
(1)賞与・退職手当 (1年分のみ)	歳入歳出決算書計上額	1年分の賞与、退職手当の金額を維持すべき。	短期	高	80
3 (2)退職費用(2年以降分)	貸借対照表計上額	年度末時点での要支給額として、引当金を認識している金額を維持すべき。 ※2年以降分であるため、金額は引当金として認識している金額から3-(1)に含まれる1年分の引当額を差し引いた金額	中期	高	233
4 庁舎改修	投資経費試算額	(少なくとも)現状具体化している庁舎改修費用の総額を維持すべき。	中期	中から高	287
5 システム開発費	投資経費試算額	(少なくとも)現状予定されているR7年度までのシステム刷新経費の総額を維持すべき。	中期	中	742
6 庁舎建替費用	—	将来仮に土地・建物を売却して外部から賃借するとした場合、賃借する年度において賃借料相当を確保すればよいともいえ、「最低限」維持すべきといえるかは慎重な議論が必要となる。	長期	低	-

歳入確保の必要性（剰余金の必要額）

- 歳出削減により定常経費が現行料金体系下での歳入を下回ったとしても、安定した財政運営のためには、①将来必要となる投資経費（次期システムや庁舎の改修）や、②災害等の不測の事態に備えたバッファーとしての**剰余金の確保が必要**。
- 2030年代半ばまでに2,000億円程度の投資経費を確保するためには、2022年度以降、毎年度150億円程度を確保する必要がある。

①2030年代半ばまでに必要と見込まれる投資経費：2,000億円程度

システム刷新経費

- ・ システムの耐用年数は概ね10年程度
⇒ 2030年代半ばには現行と同規模の次期システム刷新が必要と想定
 - ・ 現行刷新計画の総費用（2013-2026年度）
1,275億円（うち、支出済み678億円）
 - ・ 上記費用に含まれるもの：刷新本体、政策改造、OS刷新（※）
- （※）多くのシステムで採用しているOS（HP-UX）のメーカーサポートが切れるため、刷新計画対象外のシステムについても2026年度までに他のOSに移行する必要がある。

現行刷新の必要経費（2021-2026年度）	597億円	（支出済み額を控除）
次期刷新の必要経費（2030年代半ば～）	1,275億円程度	（現行同額を仮定）
2030年代半ばまでに必要な経費	1,870億円程度	

庁舎改修等経費

- ・ 庁舎改修関係費大規模庁舎改修は概ね30年サイクル
⇒ 次期大規模改修が必要となる2050年代に同規模の支出を想定
 - ・ 今回の庁舎改修関係費用：584億円（2014-2023年度※）
 - ・ うち、賃料・移転費 248億円
- ※庁舎改修期間は2017-23年度だが、関連支出は14年度より発生

⇒2030年代半ばまでに必要額の約1/3：**190億円程度**を確保

- ・ 特許庁庁舎の竣工は1989年であり、次期改修のタイミングでは建て替え等も視野に入り得る点に留意。

②災害等不測の事態に対応するリスクバッファ等：400億円程度

- ・ 仮に3ヶ月間程度、歳入が無くとも業務継続が可能な水準（定常経費の概ね1/4）
- ・ なお、企業会計基準に準じて作成した貸借対照表においては、経営上必要となる引当金等として、退職給付等引当金（※）約313億円、前受金約417億円等を計上（2019年度）
 - ※退職給付等引当金＝退職給付引当金＋賞与引当金、前受金：審査請求料等業務実施前に入る収入を計上

米国特許庁（USPTO）における運営準備金の考え方

USPTOにおける運営準備金（OR:Operating Reserve）の考え方は以下のとおり。

（ソース：USPTO FY 2021 President's Budget Request（USPTOがHPで公開している予算要求資料））

- USPTOは、経済や運営・財務環境の一時的な変化によって生じる運営リスクに対応するために、運営準備金を維持・管理している。
- 特許事業部門と商標事業部門のそれぞれにおいて別々に運営準備金を維持している。**
- 運営準備金として維持すべき金額の目安は以下の2つであり、様々な因子を考慮して都度（①は毎年、②は隔年）見直されている。

項目	考え方	特許事業部門	商標事業部門
① 最小計画目標 (Minimum planning targets)	経済環境または運用環境の即時の計画外の変化に対処することが意図されている	約3億ドル (2021年の運営費（Budgetary Requirements）約1ヶ月強分相当)	約7,500万ドル (2021年の運営費（Budgetary Requirements）約2ヶ月強分相当)
② 最適準備金目標 (Optimal reserve targets)	一連のリスク（IPポリシー、法律、規制の変更を取り巻く不確実性／不確実性の予測／USPTOの料金体系のバランス／固定費と変動費の比率／計画外の運用要件の可能性等）の可能性と重大性の評価に基づいて設定される。	各年度の運営費（Budgetary Requirements）3ヶ月分	各年度の運営費（Budgetary Requirements）6ヶ月分

※2019年の評価において、「商標事業に関連する財務リスクは特許事業よりも高い」とされており、準備金の基準とされる月数も商標の方が多く設定されている。

- 現状、特許、商標のいずれも、①を上回るものの②には到達していない。
- 準備金は、以下のリソースを提供するものとされている。
 - 収入の流れや資金の利用可能性が不確実な場合に、特許事業部門を運営するのに十分なリソース
 - 料金徴収が見積もりを下回った場合に、計画された運用能力を維持するためのリソース
 - 出願の予期せぬ増加、設備投資の必要性、またはその他の要因により予算要件が増大した場合に、補足的な資金を提供するためのリソース

※運営準備金は少なくとも前受金を超える額とされている。（詳細調査中）

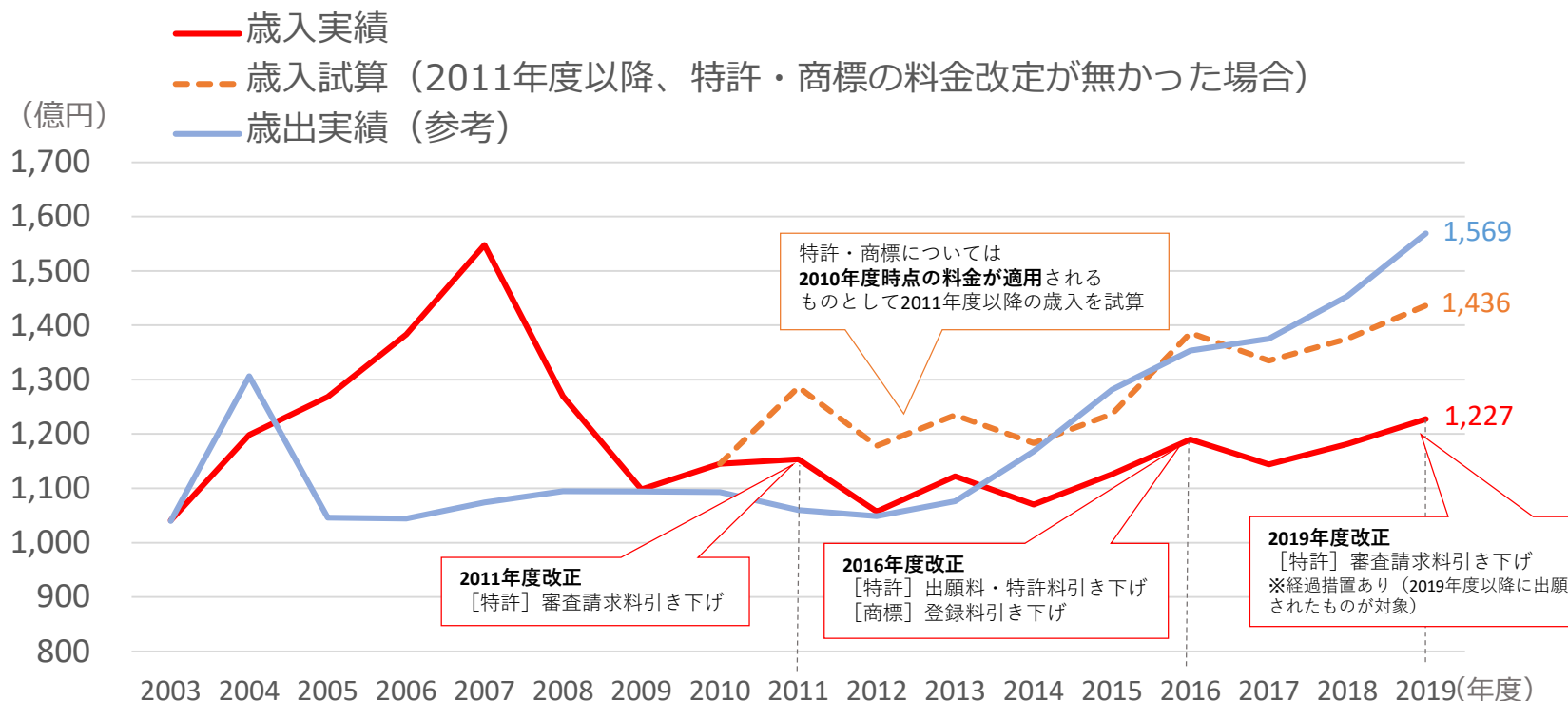
2. 将来の財政収支

2. 1 剰余金

2. 2 将来見通し（シミュレーション）の考慮事項

2011年度以降、特許・商標の料金改定がなかった場合の歳入試算

近年、剰余金還元等により特許・商標の料金について逐次の値下げを行っているが、これらの影響がなかった場合の歳入試算は以下の通り。



<2011年度以降、特許・商標の料金改定がなかった場合の歳入の試算方法>

2011年度以降の各年度の手続（特許出願料等）別の歳入実績に対して、当該手続の（改定前である2010年度時点の料金／各年度における改定後の料金）の比率を乗じたものに基づき、2011年度以降も2010年度の料金が適用された場合の歳入の推移を試算。

※料金改定が各種件数（出願件数、審査請求件数、現存権利数等）に及ぼす影響は考慮していない。

※出願内容（出願時の言語（日本語）、請求項数（出願・審査請求時は10、登録時は8）等）が一律と仮定した上で試算しており、出願内容に応じた料金の違いを考慮していない点に留意されたい。

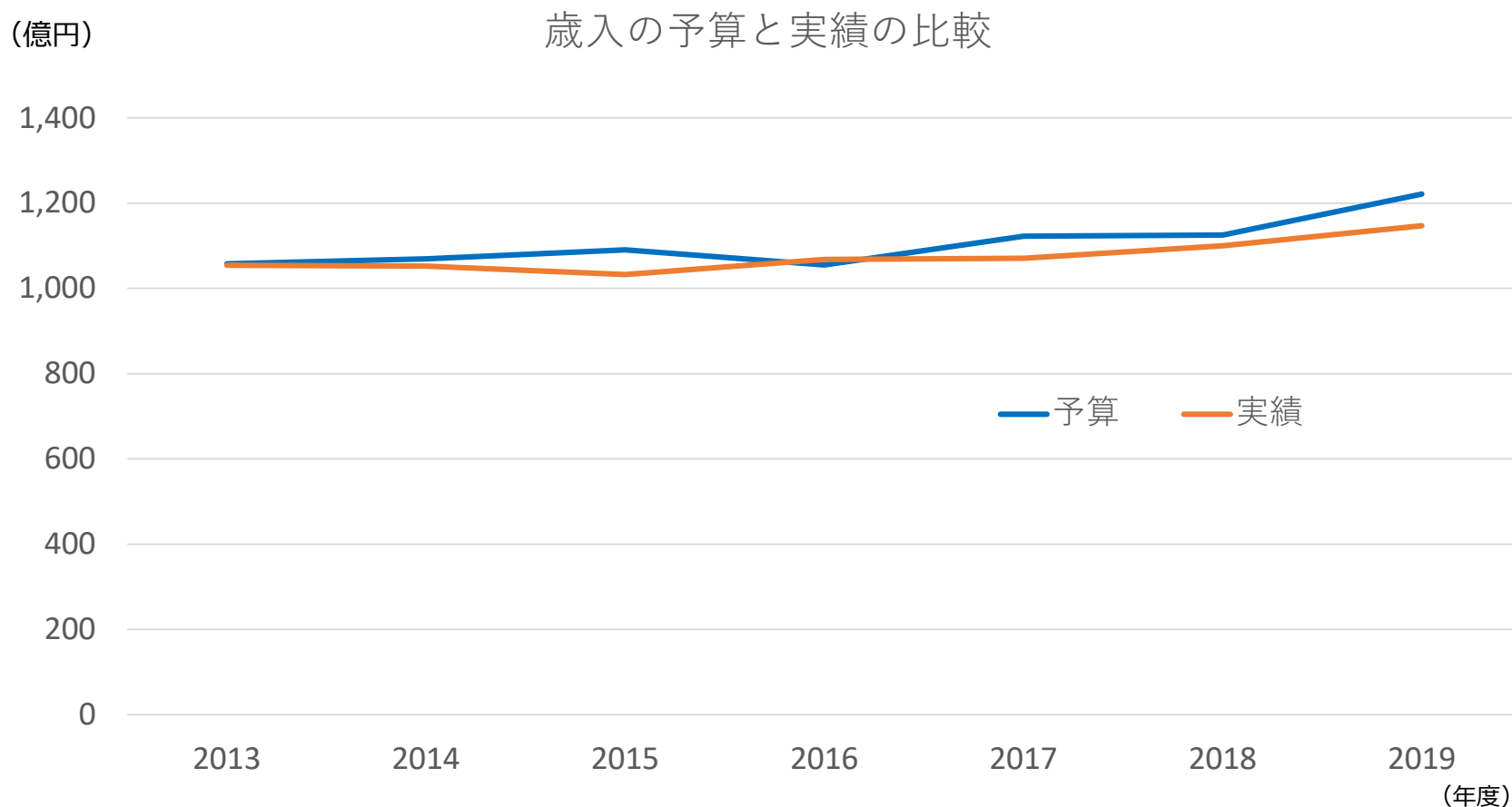
<2011年度以降、料金改定がなかった場合における、審査請求料に係る歳入試算の例>

・2011年度における審査請求料に係る歳入試算 = 2011年度の審査請求料に係る歳入実績

× (2010年度時点の審査請求料(¥208,600)／2011年度改定後の審査請求料(¥158,000))

過去の歳入における予算と実績の比較

- 歳入予算と歳入実績を比較すると、最大6%程度の乖離



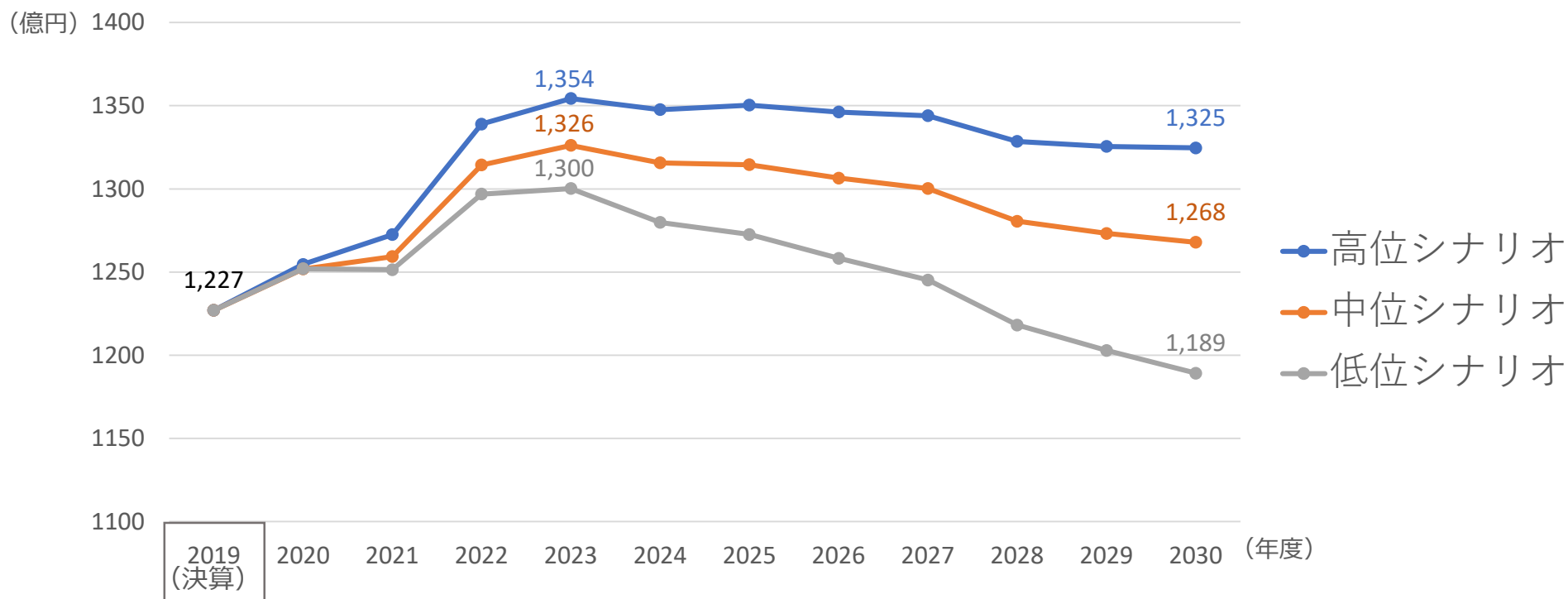
歳入シミュレーションの前提（コロナ前トレンド）

- 歳入シミュレーションに必要な将来の各種件数(出願件数等) は、コロナ前の直近5年の平均増加率をベースにコロナ前トレンドを予測して算出。

		計算方法	2019年度決算に基づくシミュレーションにおいて仮定した2020年度以降の各種件数のトレンド
特許	出願料	[前年度の実績]と[直近5年の出願件数の平均増加率]に基づき計算	出願件数は、2015～2019年度の平均増加率(▲1.3%)に基づき、前年度比▲1.3%で推移すると仮定。
	審査請求料	[審査請求件数] × [単価(138,000円＋平均請求項数 × 4,000円)] ※審査請求件数は、直近5年の平均増加率に基づき計算 ※出願件数と審査請求件数は近年あまり相関していないので、個別の増加率を使うことが妥当	審査請求件数は、2015～2019年度の平均増加率(▲0.8%)に基づき、前年度比▲0.8%で推移すると仮定。
	設定登録料 (1～3年)	[特許登録件数] × [単価(2,100円＋登録時平均請求項数 × 200円)] × 3 ※登録率が一定であると仮定し、特許登録件数の増加率を、直近5年の審査請求件数の平均増加率として計算。 ※登録時平均請求項数は、直近5年の平均請求項数の平均増加数に基づき計算	
	特許年金 (4年目から20年目まで)	[[特許登録件数] × [現存率] × [単価]]を各年について合計	
商標	出願料	[前年度の実績値]と[出願件数の直近5年の平均増加率の1/2(直近の伸び率の鈍化を踏まえ)]に基づき計算	出願件数は、2015～2019年度の平均増加率(+6.4%)に基づき、前年度比+3.2%で推移すると仮定。
	登録料	[前年度の実績値]と[登録件数の直近5年の平均増加率の1/2(直近の伸び率の鈍化を踏まえ)]に基づき計算	登録件数は、2015～2019年度の平均増加率(+3.2%)に基づき、前年度比+1.6%で推移すると仮定。
PCT	出願料	[出願件数] × [単価] ※出願件数は、直近5年の平均増加率に基づき計算	出願件数は、2015～2019年度の平均増加率(+4.9%)に基づき、前年度比+4.9%で推移すると仮定。

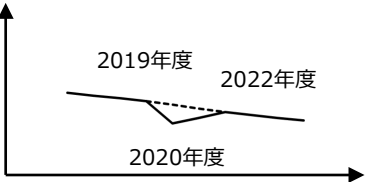
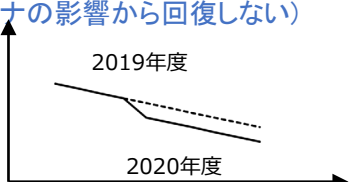
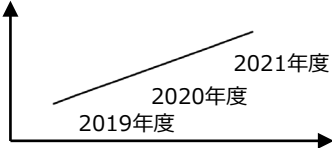
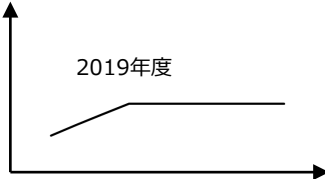
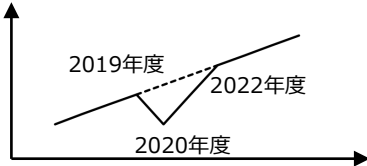
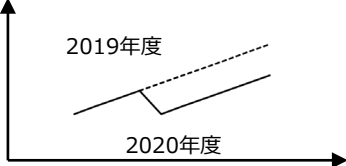
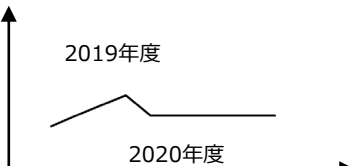
歳入シミュレーション（3つのシナリオ）

- ・ コロナ前トレンドに対して、①商標・PCTの出願トレンドの変化の有無、及び、②新型コロナウイルスの影響からの回復の有無により3つのシナリオを想定し、2019年度の決算に基づき、現行料金下での歳入シミュレーションを実施。
- ・ いずれのシナリオでも、2023年度まで歳入が増加し、その後、高位シナリオでは横ばいである一方、中位、低位シナリオでは、減少傾向。



※各シナリオの条件は次頁を参照。

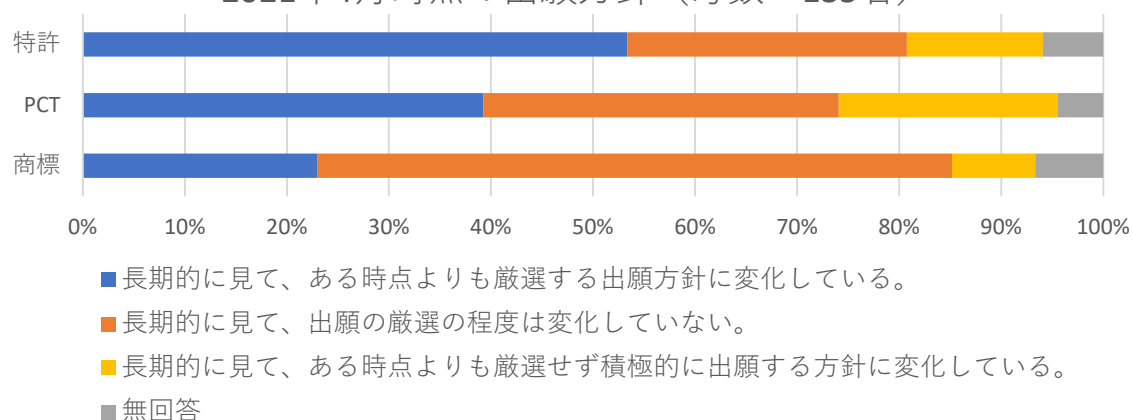
歳入シミュレーション（各シナリオの条件）

		高位シナリオ 商標、PCTの増加傾向が維持 コロナの影響から回復	中位シナリオ 商標の増加が頭打ち PCTの増加傾向が進行 コロナの影響からの回復が限定的	低位シナリオ 商標、PCTの増加が頭打ち コロナの影響から回復しない		
特許	出願	2020年度は前年度比▲7.1%と推定(コロナの影響) 2022年度には、コロナの影響がなかった場合のコロナ前トレンドまで復帰。			2021年度以降も下降した水準からコロナ前トレンドに回復しない。(コロナの影響から回復しない)	
						
商標	出願	2020年度以降も、引き続きコロナ前トレンドで推移(コロナの影響なし)	2020年度以降は、2019年度の商標の出願件数を横置き			
						
PCT	出願	2020年度は前年度比▲8.5%と推定(コロナの影響) 2022年度には、コロナの影響がなかった場合のコロナ前トレンドまで復帰。			2021年度以降、コロナ前トレンドと同じ割合で増加。	2021年度以降は、2020年度のPCTの出願件数を横置き(コロナの影響から回復しない)
						

出願方針について

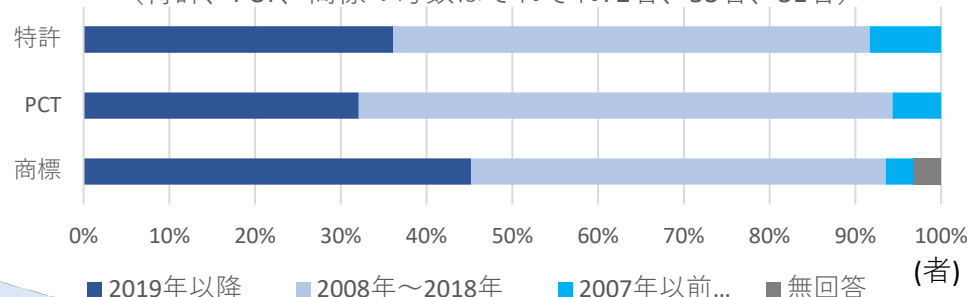
- 特許出願、PCT出願、商標出願の方針について、アンケート調査を実施。135者から回答あり（特許出願全体の約4割を占める）。
- 特許に関しては、「**長期的に見て、ある時点よりも厳選する出願方針に変化している**」との回答が半数以上を占め、**3割以上が更に厳選する**と回答。
- 今後の出願方針としては、「**変化しない**」見通しとの回答が多数を占める。

2021年4月時点の出願方針（母数＝135者）



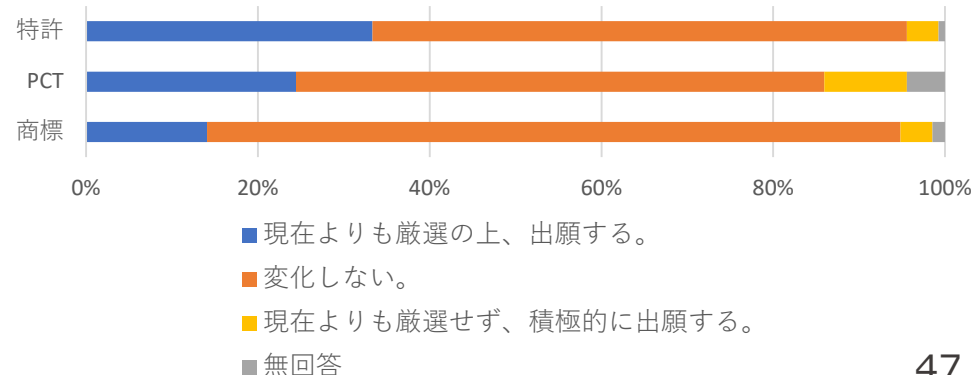
厳選する出願方針に変化したタイミング

（特許、PCT、商標の母数はそれぞれ72者、53者、31者）



今後、出願に関する考え方が変化するか否か

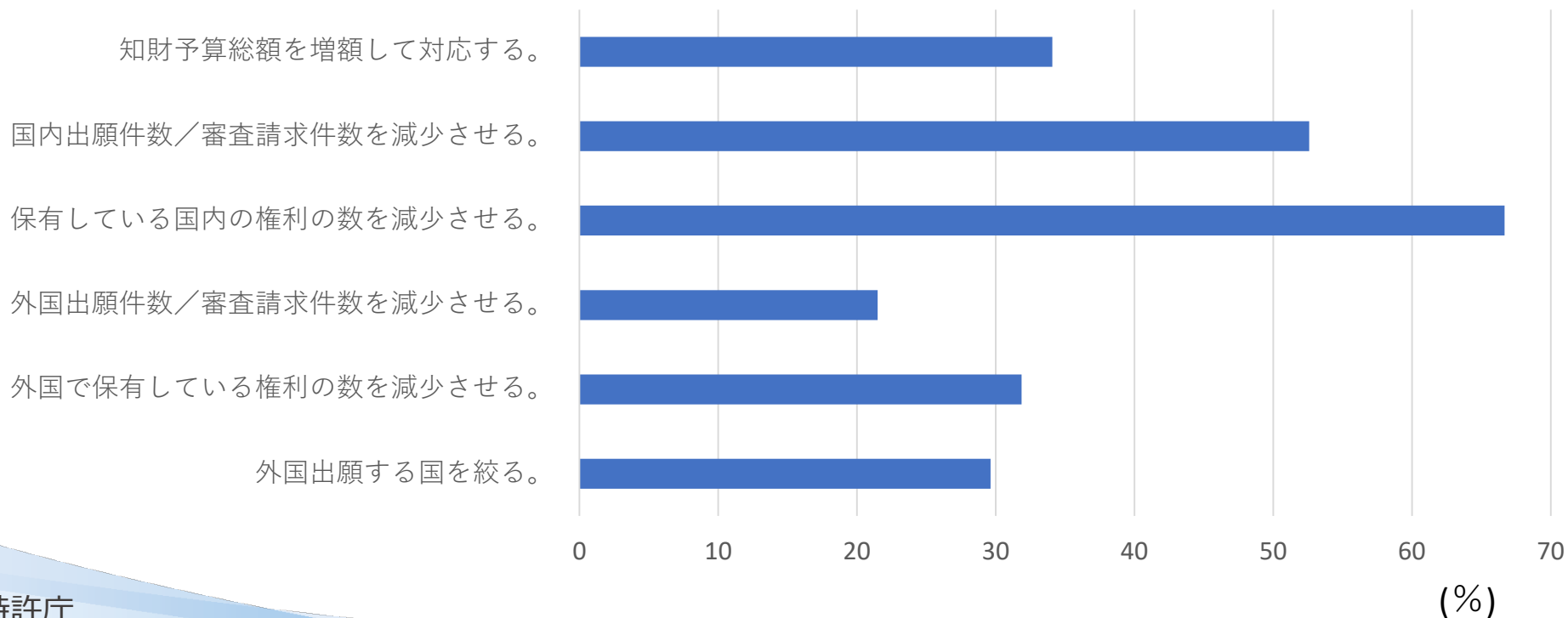
（母数＝135者）



料金値上げがあった場合の対応について

- 特許料等が値上げされた場合、重点的に取り組む必要があるものについて、アンケート調査を実施。135者から回答あり（特許出願全体の約4割を占める）。
- 「保有している国内の権利の数を減少させる」との回答が最も多く（67%）、次いで、「国内出願件数／審査請求件数を減少させる」との回答（53%）、「知財予算総額を増額して対応する」との回答（34%）となっている。

特許料等が値上げされた場合、重点的に取り組む必要があると考えるもの
(母数 = 135者。各者3つまで回答可)

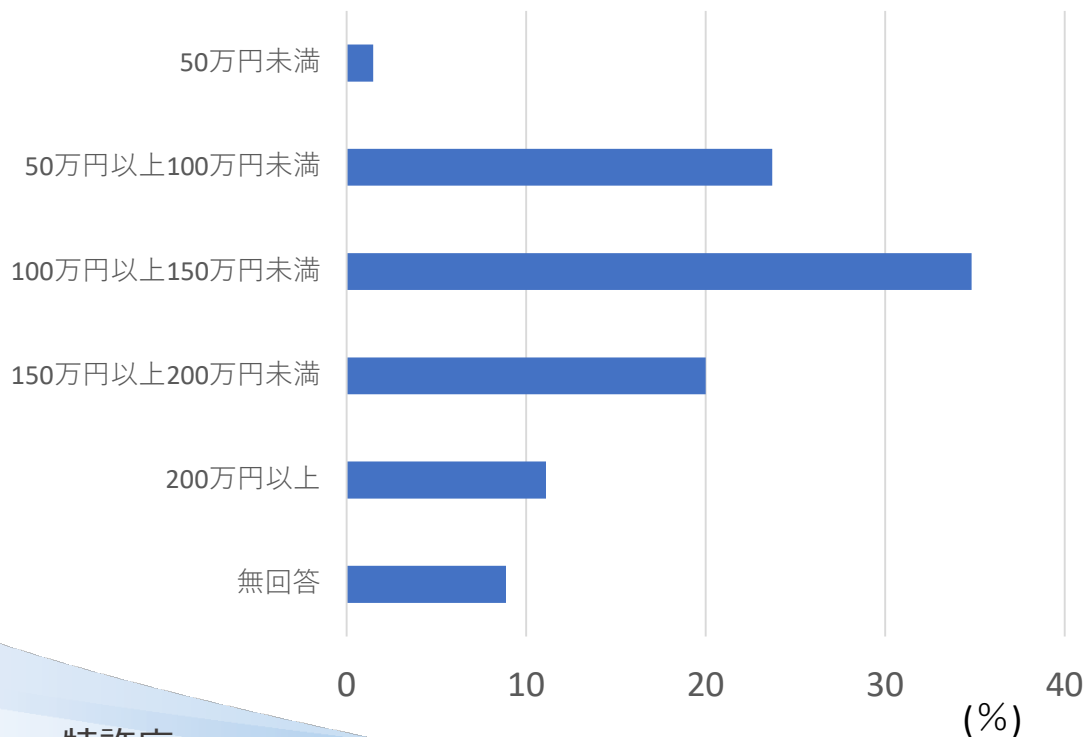


PCT出願にかかる費用について

- PCT出願にかかる費用等について、アンケート調査を実施。135者から回答あり。
- PCT出願において、各国（日本を除く）で権利化に要する費用（平均。代理人費用を含む）については、**9割が50万円以上**と回答。
- PCT出願 1 件あたりに国内移行する国数については、**「3カ国」**との回答が多数を占める。

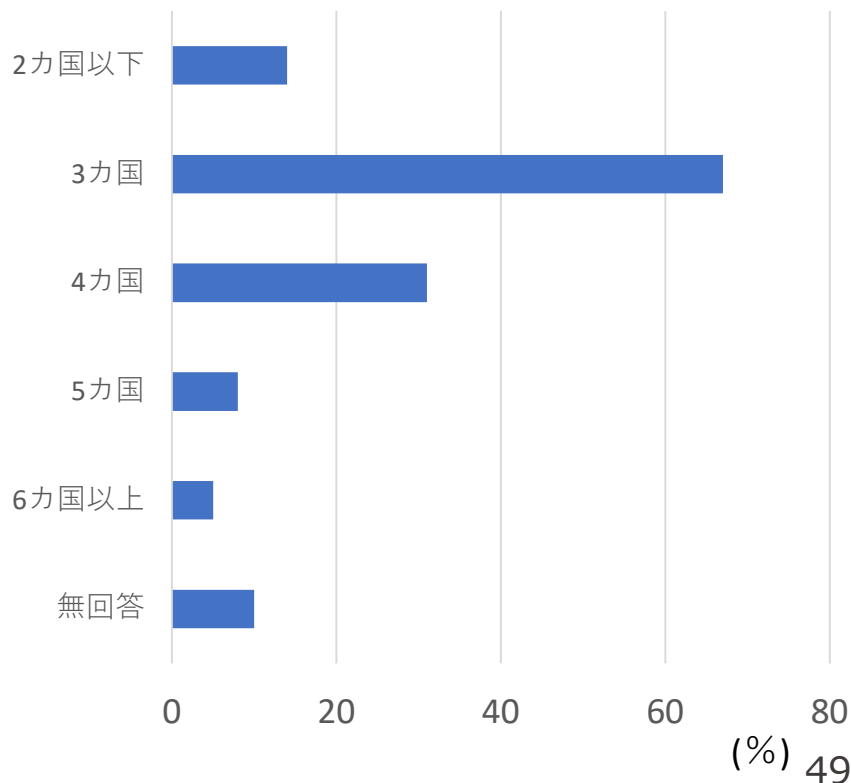
PCT出願において、各国（日本を除く）で権利化に要する費用の平均

※各国における代理人費用も含む。（母数 = 135者）



PCT出願 1 件あたりに国内移行する国数

（母数 = 135者）



3. 情報開示の在り方

特別会計に係る情報開示の現状

- 特別会計に関する法律に基づき、予算・決算及び企業会計の慣行を参考とした書類（貸借対照表等の財務諸表）を翌年11月頃に公開している。

○ 令和元年度決算（特許特別会計）

・ 歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
特 許 料 等 収 入	122,271	独立行政法人工業所有権 情 報 ・ 研 修 館 運 営 費	12,229
特 許 印 紙 収 入	91,850	事 務 取 扱 費	134,641
特 許 料 等 収 入	30,421	施 設 整 備 費	10,005
他 会 計 よ り 受 入	17	予 備 費	—
一 般 会 計 よ り 受 入	17		
雑 収 入	428		
前 年 度 剰 余 金 受 入	124,228		
合 計	246,945	合 計	156,876

※ 1 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

2 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数がない場合は「-」で表示している。

・ 歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90,069百万円

（剰余金が生じた理由）

特許特別会計は、産業財産権制度（特許、実用新案、意匠、商標）の利用者（＝受益者）による負担を明確にし、歳入と歳出が均衡して運営されること（＝収支相償）を確保するために創設された特別会計であり、具体的には、出願人から料金（出願料、審査請求料、特許料等）を徴収し、産業財産権の審査審判に要する人件費、情報システム経費、外注経費等に支出することとしています。剰余金は、審査・審判に順番待ち期間等があり、出願人から納付された手数料が支出（審査）されずに残っていることや、特許審査の効率化・迅速化等のための情報システムに係る設備投資の費用などに充当すべく確保しているものです。

貸 借 対 照 表

（単位：百万円）

	前会計年度 (平成31年 3月31日)	本会計年度 (令和2年 3月31日)		前会計年度 (平成31年 3月31日)	本会計年度 (令和2年 3月31日)
<資 産 の 部>			<負 債 の 部>		
現 金 ・ 預 金	124,228	90,069	未 払 金	73	90
未 収 金	2	2	前 受 金	38,666	41,693
未 収 収 益	2	0	前 受 収 益	12	18
前 払 費 用	0	0	賞 与 引 当 金	2,148	2,197
貸 付 金	0	0	退 職 給 付 引 当 金	29,032	29,060
貸 倒 引 当 金 △	3 △	2			
有 形 固 定 資 産	84,834	88,846			
国有財産(公共用 財産を除く)	84,811	88,818			
土 地	79,227	83,602			
立 木 竹	46	47			
建 物	4,388	4,204			
工 作 物	1,148	963			
物 品	22	28	負 債 合 計	69,932	73,061
無 形 固 定 資 産	26,810	31,630	<資産・負債差額の部>		
出 資 金	994	972	資 産 ・ 負 債 差 額	166,937	138,458
資 産 合 計	236,869	211,520	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	236,869	211,520

御議論いただきたいこと

御議論いただきたいこと

1. 歳出

- (1) 特許庁の歳出の現状及び歳出削減に向けた取組に関する評価
(更なる歳出削減余地があるか)
- (2) 調達方法が適正か (検索外注や情報システム)
- (3) 歳出の適正を確認するために、どのデータを指標として注視しなければならないか

2. 将来の財政収支 (剰余金・歳入)

- (1) 剰余金 (投資経費やリスクバッファの確保等) はどの範囲が適正か
(剰余金の最低額や適正額)
- (2) 歳入が見通した通りであるかどうかを確認するために、どのデータを指標として注視しなければならないか
- (3) 料金体系を見直す (政令案を作成する) に際して留意する事項

3. 情報開示の在り方

- ・ 分かりやすい情報開示の在り方（内容・方法）

4. その他（留意事項）

- （1）今回提示したもの以外に、検討に必要なデータや視点があるか
- （2）年2回の委員会で取り扱う内容

年2回の委員会で取り扱う内容

今秋以降、毎年2回、定期的に委員会を開催

		秋（10～11月）	春（4～6月）
報告事項	歳出	・ 前年度（F Y）の決算 （部門別収支、原価計算等）	・ 前年度（F Y）の事業実施状況 ・ 実施庁目標の点検
	歳入	・ 前年度（F Y）の決算 ・ 決算に基づく歳入見通し	・ 前年（C Y）の出願実績等 に基づく歳入見通し
	剰余金	・ 剰余金の状況を提示	
	予実管理	・ 実施状況を点検（ダッシュボード）	同左
	予算	・ 次年度概算要求の報告	・ 予算の報告 ・ 次年度概算要求について （主要論点等）
ご議論いただきたい事項		・ 歳入と剰余金の状況を点検 ・ 更なる歳出削減の要否 ・ 料金改定の要否	・ 報告を踏まえた議論 ・ （必要に応じて）料金改定の方針

特許庁

